

1

”【「復元」の意味を甲第5号証と同一に解釈すべき旨の原告の主張には理由がないこと】

原告の主張は、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」(以下「本件基準」という。)における「復元」と、教科用図書の検定手続における「復元」の意味を、同一に解釈すべきとの前提に立つものであるが、そもそもそのような前提を採用することはできず、またそうすべき根拠もない。

すなわち、教科用図書検定制度は、被告国準備書面(1)(9ないし11ページ)に述べたとおり、学校教育法に基づき、教科用図書の内容を、正確かつ中立・公正なものとし、各学校の目的、教育の目標、教科の内容に適合し、内容の程度が児童、生徒の心身の発達段階に応じたもので、児童、生徒の使用の便宜に適うものとすることを担保する制度である。

一方で、原告の提出する本件基準(甲5)は、文化財保護法上の「史跡」等に係る建造物の適切な復元が文化財の積極的な活用に資するところ、建造物の復元的整備を見直し、同整備のための手順や留意事項を含めた基準を示すために策定されたものであり、当該目的との関係で、同法上の「史跡名勝天然記念物」(同法109条1項。以下「史跡等」という。)の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡における建築物の「復元」を定義づけており、その射程は(過去の)建造物全般に及ばない。

このように、本件基準における「復元」は、教科用図書検定制度とは異なる根拠法令や目的に基づき定義されているものであって、教科用図書検定手続の審査場面において用いられる「復元」をこれと同一に解釈すべきとはいえないし、またそうすべき根拠もない。

【仮に原告の前提に立ったとしても、甲第5号証を踏まえて本件検定の適法性を論じることはできないこと】

もし仮に、原告の採用する前提に立ったとしても、本件基準は本件検定より後の令和2年4月17日に決定・公表されたものであるから、当該基準を根拠に本件検定における検定意見の適否を論じることはできない。

これをおいても、中学校段階における合理的一般人が、当該基準の内容を把握しているということは困難であるから、教科書上の「復元」の意味を本件基準における「復元」、すなわち、当該建造物があった場所に再現することだと理解していることを前提に、生徒が誤解することはあり得ないとする原告の主張は、前提を欠く。

【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

そして、被告国の令和4年3月31日付け準備書面(2)(以下「被告国準備書面(2)」という。5ページ)で述べたとおり、申請図書上において描写された建造物については、生徒において当該建造物が現物か再現されたものかを理解することが有益であることから、当該建造物が復元物である場合には「復元」と明示することが求められる。

また、以上からすれば、「復元」と明示すべき建造物とは、史跡等に関するものや、当時あった場所に再現しているものに限定すべき理由はないのであって、過去に実在した(歴史的)建造物を再現したものについては、およそ「復元」と明記することが、生徒の理解に資するものといえる(以上は、検定基準第2章3(3)の解釈として、他社を含めて統一的に適用しているものであり、これを定め

た明示的文書はない。例えば、本件検定では、教育出版社の申請図書の55ページの写真「王塚古墳の壁画（福岡県桂川町）」（乙A27の01の3）や山川出版社の申請図書の59ページの図8「石墨跡」・82ページの図2「博多湾岸に残る石墨」（乙A27の01の4）では、復元であることが分からないことを理由に、検定意見を付している。。

本件申請図書（甲1・142ページ。乙A27の01の1）の「長屋の一角」に係る写真における「稲荷」及び「厠」（かわや。「(川の上に掛けて作った屋の意。また、家の側の屋の意ともいう。)大小便をする所。」（広辞苑第七版644ページ））並びに「四畳半」に係る写真の建築物は、現物として過去に実在したと考えられる建造物を再現したものであるから、「復元」を記述すべきにもかかわらず「復元」を付さなかったことを理由に検定意見を付したものである。

以上に対し、原告は、「生徒が、この写真を見て、江戸時代の長屋の実物そのものであると誤解することもあり得ない」（原告第二準備書面2ページ）と主張するが、当該写真が博物館の一部であることを示す記述がないこと、あたかも現物のように見えるおそれがあることから、当該写真を見た中学校段階の合理的一般人は誤解するおそれがあると評価できる。

また、原告は、「長屋の一角」は「神社の境内」と同じ型の表現であって、「建物に関心があるのではなく、そこで繰り広げられる江戸の庶民の生活に関心が向けられている」（原告第二準備書面2ページ）などとも主張するが、そもそも原告が本件検定の反論としてそのような主張はしていなかったことはおき（乙A20・17枚目）、仮に原告における執筆の意図がそのようなものであったのだとしても、本件申請図書（甲1・142ページ、乙A27の01の1）の写真に人物（ないしその模型）が含まれておらず、当時の庶民の生活感が伝わるものではなく、その説明文において「長屋の一角」は不動産及び動産の名称である「稲荷（右奥）、井戸（右手前）、ゴミ箱（左手前）、厠（左奥）」と並列に記述されていることからして、これらの写真や記載を見た中学校段階の合理的一般人において、当該写真の関心が江戸の庶民の生活に向けられ、建物に向けられていないと理解することが通常であるということとはできない。

したがって、原告の主張にはいずれも理由がない。

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

2

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

原告は、本件申請図書（甲1・102ページ。乙A27の02の1）の「③エルサレム」の写真に世界遺産のマークを付けなかったのは、「世界遺産はあくまでエルサレムの「旧市街とその城壁群」であるからだと主張する（原告第二準備書面4ページ）。

そこで、改めて同ページの「①サンピエトロ大聖堂」と、「③エルサレム」各写真を比較すると、前者は、世界遺産であるバチカン市国の一部を、サンピエトロ大聖堂を中心に撮影した画像であるとともに、後者も同様に、世界遺産であるエルサレムの旧市街とその城壁群の一部を、岩のドームを中心に撮影した画像であり、これらの画像は同様の構造となっている。しかしながら、原告は、前者にのみ世界遺産を示す表記をし、後者には表記を付していないのであって、原告の説明は本件申請図書の他の表記と矛盾している。

また、原告は、「③エルサレム」の写真は「具体的な建物などを説明しているのではな」とも主張するが、写真の示す内容はキャプション中の記述だけから判断されるものではない。本件においては、被写体の捉え方や写真全体に占める割合からして、「③エルサレム」の写真は世界遺産の登録を受けている「エルサレムの旧市街とその城壁群」を構成する岩のドームを示すものといえるのであって、かつ、同一のページにおいて、地図を挟んで対照的に「①サンピエトロ大聖堂」の写真が掲載されているという本件申請図書の構成も踏まえると、「③エルサレム」の写真を見た中学校段階の合理的一般人は、具体的な建物である岩のドームに注目するのが自然であると評価できる。そうすると、「③エルサレム」には、「①サンピエトロ大聖堂」同様、世界遺産のマークを付する必要がある、原告の主張には理由がない。

なお、原告は、教育出版の「供給本」は、反論を「糊塗するために文科省が（中略）訂正申請を求めて付けさせたと考えられる」などとも主張するが、根拠なき憶測にすぎない。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

3

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

ロンドン海軍軍縮条約は、もともと日本が「三大原則」（補助艦総括及び大型巡洋艦の対米7割、潜水艦の現有勢力保持）を掲げていたところ、浜口雄幸首相が海相事務代理として、対米7割を強硬に主張する海軍軍令部を抑えて、これにわずかではあるが足りない内容で政治的に締結された経緯があり、この点を特に問題視した海軍軍令部によって、その後政治問題にまで発展している（乙A28の03の1「統帥権干犯問題」も参照）。

上記の「三大原則」が掲げられていたとおり、世界的な軍縮の流れや、米国との関係で日本の艦船保有率が低く抑えられること自体は海軍軍令部も理解していたといえるのであって、軍人に生じた「危機感」とは、対米7割を強硬に主張する海軍軍令部の意向に反して、「対米7割」が達成されなかった事実に起因するものというべきである。したがって、「7割」の不達成が軍人の危機感につながったとする被告の主張を論難する原告の主張には理由がない（乙A28の03の2）。

本件申請図書（甲1・225ページ。乙A27の03の1）における「米英日の補助艦の比率が10：10：7に定められ、危機感を抱く軍人も増えました」という記述は、「比率が10：10：7に定められ」という部分が「危機感を抱く軍人も増え」たことの原因であると理解できるものであるから、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人が上記の歴史的事実を踏まえ誤りなく理解できるよう記述される必要がある。

原告は、上記記述は「「軍縮の時代」がやって来て、軍人が不満のタネを抱えていたことを生徒にわからせることが目的」であるなどとも主張するが（原告第二準備書面5ページ）、検定制度では検定基準に照らして教科用図書として不適切な記述があるか否かを審査するものであるところ、上記のとおり、本件申請図書における「米英日の補助艦の比率が10：10：7に定められ」という事象を原因として「危機感を抱く軍人も増え」の記述に検定意見を付した趣旨は、当該記述が「不正確」である点に求められる。このことから、上記の歴史的事実を踏まえた正しい理解ができるような記述がされていないことは、被告国準備書面(2)（7ページ）のとおりであり、被告国は、検定基準第2章3（1）に従い、検定意見を付したものである。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

4

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

「ヤマト」という言葉が多様な使い方を包含する表現であることは、被告国準備書面(2) (8ページ) のとおりであって、原告も、ヤマトに地理的範囲を指し示す用法があることは前提としている。

ところが、本件申請図書(甲1・36ページ。乙A27の04の1)の「カタカナ書きは、地名との混同を避けるためです。」との記述は、混同を回避すべき「地名」の特定もなく、地名全般の混同回避と解される記述となっていることから、これを読んだ中学校段階の合理的一般人は、「ヤマト」とカタカナ書きをすれば「地名」としての用法を排除できるものと誤って理解するおそれがある。

したがって、当該記述を、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))と評価することは、被告国準備書面(2) (8ページ) のとおり適法である。

なお、原告は、「帝国書院の表記もまさに同じ趣旨に基づくもの」だともいうが(原告第二準備書面6ページ)、帝国書院の申請図書においては、「国号の「倭」や後の地域名の「大和」と区別するため」(乙A27の04の2)として、「ヤマト」の表記について、混同を避けようとする対象が明示的に特定されているため、これを読んだ生徒は、混同を避けようとするものが「国号の「倭」や「後の地域名の「大和」」であると理解できるとともに、「地名」としての用法を排斥しないことを理解できるから、本件申請図書と異なり、当該記述は検定基準第2章3(3)に該当しないことも、被告国準備書面(2) (8ページ) に述べたとおりである。

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

5

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件の検定意見を付した理由は、被告国準備書面(2)(9ページ)に述べたとおり、本件申請図書の記述では、異なる時期に出された三つの異なる掟書を、あたかも同一の時期・機会に出されたもの(すなわち、同じ掟書の構成内容)と誤って理解するおそれがある点に求められる。

この点、原告は、本件申請図書が「惣の掟の例」として挙げる3か条は、「延徳元年時点」で同時に成立し」と主張する(原告第二準備書面7ページ)。

しかし、本件検定意見は、上述のとおり、三つの掟が同一の時期に出されたものでないことを問題にするものであり(乙A18・18枚目)、原告も、「三ヶ条それぞれが出された時期が異なることは承知している」と認めていた(乙A20・14枚目)。本訴訟における原告の主張は、これを三か条が特定の時期に「成立した」と言い換えて独自の評価を持ち込むことにより、論点をすり替えているものというほかない。

以上をおき、原告の本訴訟における主張の根拠は、『今堀日吉神社文書集成』(乙A28の05の1)中の「衆議定書案」(文安5年1月14日。以下「掟書イ」という。)は、文安5年の成立後、延徳元年まで存続しており、延徳元年にその「一部改訂」として「今堀地下掟書案」(延徳元年1月4日。以下「掟書ア」という。)が成立したのだから、①掟書イに含まれる「寄り合いに2度連絡しても参加しない者は、50文の罰金」(当該掟は改訂されていないという。)という掟は引き続き効力を有するものとして、②掟書アに含まれる「森の苗木を切った者は村人からの「身分を奪う」という掟は掟書イの一部が改訂されたものとして、及び③掟書アに含まれる「よそ者を保証人もないのに住まわせてはならない」という掟は新設されたものとして、いずれもこの一部改訂のときに同時に成立しているというものである(原告第二準備書面7ページ)。

しかし、ある惣で新たに作られていく掟は、既存の掟に定めのない事項を付け足すか、又はこれを変更するものである点では、常に「一部改訂」とであると評価できるのであって、原告のいうように、その都度、既存の掟で引き続き効力を有するものについても改めて「成立」したと捉えたとすれば、全ての掟の成立時期は、各惣で最も新しい掟が定められたときということになりかねない。このような理解が不相当であることは明らかである。

さらに、原告の主張は、掟書イが掟書アに承継されたことを前提にするものであるが、このような前提自体にも何らの裏付けもない。この点、掟書イは、「宮座」(地域の鎮守もしくは氏神である神社の祭祀に携わる村落内の特権的な組織及びそれを構成する資格者の集団。乙A28の05の2)規定を除く村落生活に関する一般的な規定であることに対し、掟書アは、村落生活及び神事に関する規定が混在するものであって、掟書アと掟書イは、出された時期のみならずその性質自体が異なる関連性のないもの(乙A28の05の3)である。

したがって、三つの掟が同時に成立したとする原告の主張には理由がない。

なお、原告は、掟の「成立時期が異なるかどうかということが、ここで何の意味を持つのか」や、「生徒が中世において農村でも自治が進み、掟が作られてきたということを理解すれば足りる」などとも主張するが(原告第二準備書面7ページ)、原告において各掟を取り上げ本件申請図書に記載したならば、その記述「内容に(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))がないことが求められるのであって、当該主張は前提において誤っている。

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

6

”【本件申請図書に対し検定意見を付したことが適法であること】

本件検定において、本件申請図書に検定意見を付した理由は、被告国準備書面(2) (10ページ)に述べたとおりである。

これに対し、原告は、学び舎の申請図書(264ページ。乙A27の06の3)の記述は「参加した国と地域には、(中略)93となりました。」であって「93の国と地域」ではないと主張する(原告第二準備書面8ページ)。

しかし、「参加した国と地域」が「93」だという内容は、「93の国と地域」と文理解釈上、同義であるし、同ページには、「参加した国・地域」を「93」とする表も掲載されており、東京オリンピックに93の国と地域が参加したことを示す記述となっている。そのため、これらの記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、東京オリンピックに93の国と地域が参加したものと理解できるといえ、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))があるということとはできないから、原告の主張には理由がない。

また、原告は、日本文教出版が令和2年度に「94か国」という表記の訂正申請を行い、これを文科省が承認したことをもって、「94か国」は誤りということにな」とも主張する(原告第二準備書面8ページ)。

しかし、教科書検定においては、当該検定年度の検定時を基準時として、申請図書の記述が検定基準に照らして適正か否かを判断しており、過去に使用された同様の表現がその後の検定においても当然に欠陥がないと評価されるとは限らない(被告国準備書面(3)4ページ)。このことは、訂正申請手続においても同様であり、訂正申請のあった時点を基準時として、当該訂正がその時点における検定基準に照らして適正か否かが判断されることとなる。

そして、訂正前の「94か国」の記述について、本件検定において検定意見を付さなかったことが適法であることは、被告国準備書面(2) (10ページ)に述べたとおりである。

他方で、令和2年度の検定手続においては、東京オリンピックへの参加主体に「国」と「地域」の双方が含まれる実態をより重視し、「国」のみを明示した記述は、生徒が誤解するおそれのある表現であると判断することとした。そのため、日本文教出版が令和2年度に行った、「94か国」を「93の国と地域」とする旨の訂正申請については、この令和2年度時点における方針に基づき、「94か国」と「国」のみを明示した記述は生徒が誤解するおそれのある表現であると判断し、これを「93の国と地域」と訂正することを検定規則14条1項に基づく訂正として承認するに至ったものである。

このように、日本文教出版の訂正申請は、本件検定とはその判断の基準時が異なるものであるから、これらを比較する原告の指摘は当を得ない。

【原告の求釈明について】

原告は、平成26年度検定(本件検定の直前回の検定。以下同じ)の対象となった原告の教科用図書において、前記と同様の記述に検定意見が付されなかったとして、「前回検定を付けなかったことは誤った行政行為であると認めるのか、釈明を求める」とするが、教科書検定においては、当該検定年度の検定時を基準時として、申請図書の記述が検定基準に照らして適正か否かを判断するのであって、過去に使用された同様の表現がその後の検定においても当然に欠陥がないと評価されるとは

限らないことは、被告国の令和4年6月2日付け準備書面(3) (以下「被告国準備書面(3)」という。4ページ)にも述べたとおりであり、その主張に理由はない。平成26年度検定の対象となった原告の教科用図書において、前記と同様の記述があったことは事実であるが、同検定において欠陥箇所とされなかったことを理由に、本件検定においても「生徒が(中略)誤解するおそれはない」と評価されなければならないと結論づけることはできない。

なお、本件検定後に公開された論文(乙A28の06の6)では、オリンピックへの参加登録数(開会式への参加数)は94の国・地域と表記され、そのうちリビアが競技に出場しなかったために、競技への参加数は93の国・地域と表記されている。

その他、原告が被告国に明らかにするよう求めている事項への回答は、以上のとおりである。”

7

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件申請図書（甲1・156ページ。乙A27の07の1）の記載に対する検定意見が「幕府の通商拒否と日本人居留地襲撃の時間的關係」をいうものであったことは原告の主張するとおりであるが（乙A18・26枚目）、当該検定意見は、被告国準備書面(2)（11ページ）のとおり、「彼ら」が「レザノフ」を含むその一団を指すものと理解されることを前提に、レザノフの派遣から居留地襲撃までが1804年における一連の出来事として記述されていることを踏まえ、中学校段階の合理的一般人において、襲撃が（レザノフの派遣と同じ）1804年の出来事であり、かつ「彼ら」に「レザノフ」が含まれると誤って理解するおそれがあるために付したものである（被告国準備書面(2)11ページ）。

上記の検定意見に対し、本件検定において、原告は、「時間的關係」との指摘があるが、史実通りの記述である。いわゆる「文化露寇」時にレザノフが死去していることを指しているとしても、レザノフの命令により行われたのは事実であり、主語が「レザノフが」ではなく「彼らが」である以上間違いではない」（乙A20・18枚目。ただし、本件申請図書の代表執筆者である藤岡信勝氏は、レザノフは襲撃前に命令を撤回していたとしており（甲2・96ページ）、文化露寇がレザノフの命令により行われたという原告の上記主張とは齟齬があるようである。）として、「攻撃の主体」の論点についても強く主張していた。

被告国が「攻撃の主体」についてまで言及したのは、検定意見の趣旨と、検定手続において原告が主体に係る主張を行っていたという経緯を踏まえたものであり、また、被告国は、本件申請図書の「時間的關係」の問題について、襲撃が1804年の出来事であると誤って理解するおそれがある旨具体的に述べているのであるから「論点のする替え(ママ)」(原告第二準備書面9ページ)だという原告の指摘は全く当たらない。

なお、山川出版社の申請図書（140及び141ページ。乙A27の07の2）及び育鵬社の申請図書（140ページ。乙A27の07の3）の各記述は、いずれも、同一年（1804年）に生じたレザノフの通商要求の事実と幕府の通商拒絶の事実を一文にまとめる一方で、レザノフの部下らが日本人居留地を襲撃した事実は別の文で記述している。このような工夫から、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人が、必ずしも襲撃を1804年の一連の出来事として認識するおそれがあるとはいえないと評価できる。以上のとおり、本件申請図書の記述と他社の記述は異なっているから、他社に検定意見を付さなかったものである。

その他、原告は、平成26年度検定の際には同じ記述で合格している旨も主張するが、そもそも平成26年度検定で合格した原告の申請図書と本件申請図書の記述は完全に同一のものとは評価できないし、教科書検定においては、当該検定年度の検定時を基準時として、申請図書の記述が検定基準に照らして適正か否かを判断するのであって、過去に使用された同様の表現がその後の検定においても当然に欠陥がないと評価されるとは限らないことは、被告国準備書面(3)（4ページ）にも述べたとおりである。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

8

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件申請図書（甲1・253ページ。乙A27の08の1）の記載が、「日中戦争が泥沼化」した理由につき、「アメリカは中国を支援」したことのみに求められるとの誤った理解を招くおそれがあるものであることは、被告国準備書面(2)（12ページ）に述べたとおりである。

この点、原告は、「歴史上の事件の要因がただ一つなどということはほとんどあり得ず」、生徒が上記のような理解をすることはあり得ないと主張するが（原告第二準備書面10ページ）、そのような知見は、歴史を学んでいくにつれて獲得されるものであって、学習途上にある中学校段階の合理的一般人が、当該知見をあらかじめ有していることを前提として審査することはできない（なお、原告の指摘する他社の申請図書は、いずれもこの点に配慮し、誤解のおそれのない記載になっているといえる。）。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

【その余の原告の反論には理由がないこと】

なお、原告は、「同じページの本文で、「蒋介石は米英仏ソの支援を受けて、戦争を継続しました（以下略）」とあるなどと主張するが、本件申請図書の該当ページ（甲1・253ページ。乙A27の08の1）において原告の主張する記載はされていない。

あえて言えば、原告の主張は、「同じページ」ではなく、本件申請図書の234ページの記載を指すものと思われるが、本件においては、234ページにおいては米英仏ソなど複数国の支援があったことが記載されている一方で、253ページの上記記載は、アメリカのみが支援していると読解される記述になっている点で、相互に矛盾・抵触するものとなっており、これらを一体のものとして理解することができない。したがって、234ページの記述を以て、253ページの記載につき「日中戦争が泥沼化」した理由がアメリカによる中国の支援のみに求められると誤解するおそれがないということとはできず、原告の主張に理由はない。

原告は、253ページの上記記載は、同ページにおける「②日本とアメリカの関係が悪化していく道りを順を追って書いてみよう」という問題の答えであるから、アメリカに限定して書いていくことに何の問題もない」とも主張するが、正確には、ここで設定されている「問題」は、原告の挙げるものと、「①日清戦争から終戦に至るまでの、日本と中国との関わりを、順を追って書いてみよう。」の二つであり、「日本と中国の紛争において（中略）日中戦争は泥沼化した」との記述は、日本とアメリカの関係の悪化というよりは、「日本と中国の関わり」に対する回答とも読めるのであって、原告主張には理由がない。”

9

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

原告は、本件申請図書（甲1・46ページ）の「④聖徳太子の事績年表」中、「574 聖徳太子（厩戸王）誕生」の記述があるから、後に聖徳太子と称されることになったことが明らかであると主張するが（原告第二準備書面11ページ）、このような書きぶりでは、「聖徳太子」と「厩戸皇子」が先後関係なく併呼されていたとか、「厩戸王」は後から称されたものであるなど、様々な読み取りが可能なのであって、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人において、「厩戸王」が生前から用いられていたとされる表記であり、「聖徳太子」が後の尊称であると正確に認識できるとはいえない。したがって、原告の当該主張に理由はない。

以上のおおりに、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

学習指導要領上、「近世の日本」(B(3))の学習項目に「幕府の政治の展開」(B(3)ア(エ))の学習項目が存在し、その具体的な内容として「欧米諸国の接近」が含まれている(乙A29の2・51ページ)。そして、「欧米諸国の接近」では、江戸時代後半の外国船の接近等を扱うことと解されている。

これを踏まえると、原則として学習指導要領に基づく教科書上の排列は、江戸時代後半の外国船の接近の記述内容を「近世」の内容に含めることとなる。

他方、外国船の接近に関する欧米諸国の接近の背景事情は、学習指導要領上、「近代の日本と世界」(C(1)ア(ア))の学習項目に位置づけられると解されているが(乙A29の2・51ページ)、外国船の接近事実とその背景事情は連続性のある内容である。そして、学習指導要領上「近代の日本と世界」における学習のねらいは「欧米諸国が近代社会を成立させてアジアへ進出したことを理解すること」とされていることを踏まえると、外国船の接近事実とその背景事情を連続して学習することも認められる。

このことから、教科書の排列上、近世の項目に属する「欧米諸国の接近」における外国船の接近事実を近代の学習の一部として記述する必要も認められる。その際、外国船の接近事実はいくまでも「近世」の学習の一部を構成することが明確にされることで、検定基準(第2章2(1))に合致すると評価されることとなる。

原告は、「学習指導要領が、学習事項を「近世」と「近代」に割り振ったというなら、厳密に守らせるのが当然で、アドホックに規則を導入して、特定の教科書については基準を緩めるというのは全く納得できない」(原告第二準備書面12ページ)と主張する。しかし、上述の考え方に照らすと、学習指導要領の解釈として、具体的な状況下においては上述の取扱いも許容されるとともに、合理的な理由によってこれを許容していることから、特定の教科書について基準を緩めるものではなく、当該主張に理由はない。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

【他社の申請図書との比較について】

帝国書院及び日本文教出版では、被告国準備書面(2)(14ページ)で述べたとおり、年表軸以外にも題目の構成において外国船の接近が「近世」の学習の一部と認識できる記述があるため、外国船の接近に係る記述が「近世」の学習の一部を構成することが明確であり、本件申請図書と差異があるため、原告の主張に理由はない。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件申請図書に検定意見を付した理由は、被告国準備書面(2)(15ページ)に述べたとおり、本件申請図書(甲1・70ページ。乙A27の11の1)の図画において、「武士」が描写されていないためである。

すなわち、当該図画の左側の黒服の装束の9名は公卿(上級貴族)で、そのうち矢を背負っている者は「武官」の官職に就いている者、それ以外の者は「文官」の官職に就いている者である。これら9名の公卿の者の背後で弓を持つ者は、当該公卿について身辺警護にあたる隨身と呼ばれる者であって、これも「武官」(公卿その他の貴族より下位の身分の官人)である(乙A28の11の2・59及び60ページ)。

以上に対し、原告は、牛車の「左手に黒い正装で杓を手にして並んでいる」貴族「の背後、左手に侍っている人々」が「警備の武士」であると主張しているところ(原告第二準備書面13ページ)、本件検定手続においては、「真ん中の左側が武士、残りは武官も含めて貴族である。」(下線は引用者。乙A20・12枚目)と異なる主張をしており、当該図画に関する原告の主張は一貫しない。

さらに、「武官」と「武士」の違いについては被告準備書面(2)(15ページ)に述べたとおりであるところ、「真ん中の左側」の黒い正装の人々は公卿としての「武官」又は文官であるとともに、その「背後、左手に侍っている人々」は公卿ではないが武官であることは上記のとおりであるから、いずれも「武士」ではないのであって、原告の本件検定手続段階での主張にも、本訴における主張にも理由がない。

以上のとおり、本件申請図書の記述は、当該図画中に描写されていない「武士」が描写されていると説明するものとなっていることから、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人において、当該図画には武士が描写されていないにもかかわらず、これが描写されているものと誤解するおそれがあると評価できる。

他方で、帝国書院の申請図書の図画には、「武官」のみならず、本件申請図書と異なり、「武者所」の者たちすなわち、「武士」が含まれると解することができる(被告国準備書面(2)15ページ)。「武官」及び「武士」の双方が含まれると解される図画を、「警備する武士たち」と説明することは、検定意見の対象とならないのであって、原告指摘の令和3年の参議院・文教科学委員会においても、同趣旨の説明を行っているところである。

帝国書院は、後日この表現を「武官」に訂正しているが、訂正申請は、誤記、誤植、脱字等があった場合にとどまらず、検定時点において検定基準に照らして不適切と評価されなかったものであるが「変更を行うことが適切な体裁その他の記載がある」場合にも行うことができるから(検定規則14条2項。乙A2)、訂正があったからといって直ちに元の表記が検定基準に照らして不適切だということにはならない。現に、帝国書院の訂正申請は、検定規則14条2項に基づくものとして行われており、訂正前後の表記はいずれも検定基準に照らして教科用図書の記述として不適切ではなかったものであることから、文科省としては検定規則14条2項に基づく訂正として承認したものである。よって、原告の主張には理由がない。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件申請図書（甲1・68ページ。乙A27の12の1）の冒頭における、「古代までの日本は、」という記述は、一見して章のタイトルだと特定できる表現であるとは言い難い。そのため、当該記述から始まる一文は、これを読んだ中学校段階の合理的一般人において、「古代までの日本」を主語と理解した上で、それはホモ・サピエンスが誕生した約20万年前から撰関政治の終わり頃である11世紀末までという長い期間であると説明しているものと理解するおそれがある（被告国準備書面(2)16ページ参照）。

原告は、当該記述のあるページの下部に「第一章 古代までの日本<まとめ図>」との記述があることを理由に、「古代までの日本」が第1章のタイトルであることが理解できる旨主張する（原告第二準備書面15ページ。なお、乙A20・12枚目参照）。

しかし、本件申請図書の全体の構成は、各章ごとに、末尾に「対話とまとめ図のページ」が設けられているというものであり、原告の主張のとおり、本件申請図書を通観すれば、各対話の冒頭は「中世になって」（甲1・100ページ）、「戦国時代が」（同146ページ）、「日本の近代は」（同210ページ）など、いずれも章のタイトルになっていないことと対比しても、第1章の「対話とまとめ図」の冒頭における「古代までの日本は」という部分だけが、他の「対話とまとめ図」と異なり章のタイトルをいうものだと「理解できないはずがない」とか、「十分に理解できる」（原告第二準備書面15ページ）ということとは困難であるというほかない。

また、本件申請図書（甲1・68ページ。乙A27の12の1）下部の「<まとめ図>」中、「古代までの日本」の対象外となる「中世へ」と同じ体裁（薄オレンジ色の楕円囲みに黒字の記載）である「10万年前にホモ・サピエンスがアフリカを出る」は、「中世へ」と同様に「古代までの日本」の章に含まれない概念でもあるように評価することができ、これを読んだ生徒もそのように認識する。そうすると、「約20万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」（中略）の誕生」を含む兄の吹き出し中の「古代までの日本」と、「<まとめ図>」中の「古代までの日本」は、その対象とする範囲が本件申請図書の記載上異なっているのであって、これを読んだ生徒もそのように認識するといえるから、同ページ下部の「<まとめ図>」の記載をもって、「古代までの日本」が第1章のタイトルであると理解できると断定することはできず、原告の当該主張は理由がない。

したがって、原告の反論を踏まえても、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人において、「約20万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」（中略）の誕生」という日本の外で発生した事象が、どのように日本の古代史（「11世紀末の撰関政治の終わり頃まで」と結びつくのかについて、誤りなく理解することは困難といえる。

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件申請図書に検定意見を付した理由は、被告国準備書面(2)(17ページ)に述べたとおり、本件申請図書(甲1・21ページ。乙A27の13の1)の説明では、津軽海峡は氷河期を通じて「100m以上の深さがあった」と記述されているため、北海道と本州が陸続きで表現されている図と整合していないことが、「生徒が理解し難い表現」(検定基準第2章3(3))であると判断されたためである(乙A18・4枚目)。

原告は、他社の申請図書について一覧を掲げるが(原告第二準備書面16ページ)、引き続き各申請図書の該当部分の特定もされていないことをおき、検定手続は、各検定基準に照らして記述の適否を判断するものであり、単に地図上において、北海道や朝鮮半島が本州と「陸続き」に見えるかどうかで判断しているものではないから、原告の主張には理由がない。

また、原告は、「被告は真理値には全く関心を示さ」ないとか、「当時の実際の状況を不問に付す態度は学問的ではなく、正しくない」などとも主張するが、上述のとおり、検定手続は、各検定基準に照らして記述の適否を判断するものであって、「真理値」なるものや「当時の実際の状況」を基準としたりこれらと照らし合わせたりするものではないから、原告の主張は当を得ない。

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

【原告のその余の反論に理由がないこと】

なお、原告は、東京書籍の申請図書(30ページ。乙A27の13の2)の地図について、津軽海峡は陸続きのように見え、また朝鮮半島と日本とは海で隔てられているから、矢印で示したナウマンゾウの移動経路は成り立たないとし、当該記述に検定意見を付していないことを論難する(原告第二準備書面16ページ)。

しかし、当該地図は、青色部分が特に「2万年前の陸地」を示すものであることが明示されているものの、同ページの本文において「氷河時代には、海面が今より100m以上も低くなり、海の浅い部分が陸地になることもありました。現在の日本列島も、たびたびユーラシア大陸と陸続きとなり」と記述されていることから、これを読んだ中学校段階の合理的一般人において、当該地図は氷河時代のうちの、特定の時点である2万年前の状況を描写したものと理解することができ、かつ、同時点では「陸続き」ではない部分についても、氷河時代中の海面の変動で「陸続き」になった時期もあると認識できるといえる。そうすると、当該地図において朝鮮半島と日本が海で隔てられているからといって、ナウマンゾウが「陸続き」になった時期に移動可能と理解することができる点で、本件申請図書と異なり、東京書籍の申請図書の当該地図における津軽海峡が陸続きになっている部分が他の記述と矛盾することはないのであって、ナウマンゾウの移動経路の描写が「生徒がその意味を理解し難い表現」であるとまではいえない。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

稲作の伝来ルートにつき、複数の説が唱えられてきたこと自体は、原告も認めている（原告第二準備書面17ページ）。

その上で、原告は、「中国大陸からの直接伝來說」は、農林水産省の見解とも近く、「最有力説」であって、この説「に触れてかつ断定しない本件申請図書の方が生徒にとって理解しやすい」と主張する（原告第二準備書面17ページ）。

しかし、農林水産省の見解について原告が立証しないことをおいても、原告も認めるとおり、稲作の日本伝来ルートについては複数の説があるのであって（原告第二準備書面17ページ）、通説的考え方と呼べるものがある状況ではないことは、被告国準備書面(2)（18ページ）に述べたとおりである。

これに対し、原告は、「考えられるようになりました」という表現は、「むしろ断定をさけるためのものである」と主張するが（原告第二準備書面17ページ）、本件申請図書は長江流域から伝わったという説のみを取り上げるものであって、「稲作は、長江流域から伝わったもの」と確定した考え方かのような記述になっていること、他説の存在をうかがわせる記載もないことや「考えられるようになりました」という文言は、断定を避ける意味を含意していないことから、本文中の文脈の中において「考えられるようになりました」という記述を読んだ中学校段階の合理的一般人において、他説の存在を認識できるとか、他説との関係で長江流域から伝わったと断定することを避ける意図による表現だと理解できるということは困難である。

したがって、被告国準備書面(2)（18ページ）に述べたとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

【原告のその余の反論に理由がないこと】

なお、原告は、帝国書院の申請図書（17及び27ページ。乙A27の14の2）について、「図で全く触れない稲作のルートが別のページの本文に断定的に書かれれば生徒はむしろ混乱するのではないか」とも主張する。

しかし、上記本文の「中国や朝鮮半島などから」という記述は、上記の複数の説のうち、中国大陸からの伝来とする説と、「北回りルート」という異なる説を例示するが、特定の伝来ルートについて断定しておらず、大まかな伝来の方向性を記述するにとどまる。また、上記図は、「⑤世界各地の文明と栽培植物の伝わった方向」（下線は引用者。）という見出しや、図中の矢印の出発点・到着点が概括的な範囲を示していることからして、中学校段階の合理的一般人において、大まかな伝来の方向性を図示したものであると理解できるといえるから、上記本文の記述とも特段矛盾はなく、その関係性を理解することが困難とはいえないので、原告の主張には理由がない。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

被告国の主張の趣旨は、①仏教公伝の年については538年に伝来したとする説と552年に伝来したとする説があり、公伝の具体的な年次について通説的考え方がないということ、②したがって、仏教公伝につき年次を特定して記述するのであれば、学説状況に照らして双方の説に触れる必要があるということである（被告国準備書面(2)19ページ）。

そして、本件申請図書が、仏教公伝について、552年という具体的な年次を1つのみ記載していることから、この記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該年次が通説的考え方だと誤解するおそれがあることは、被告国準備書面(2)（19ページ）に述べたとおりである。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは適法である。

【原告のその余の反論に理由がないこと】

原告は、育鵬社及び学び舎の申請図書の記述が、仏教伝来の年を「6世紀前半」と記述していることは、被告国準備書面(2)の考え方に照らすと検定意見を付すべきと主張する（原告第二準備書面18ページ）。

しかし、被告国の主張は、被告国準備書面(2)（19ページ）において、仏教公伝につき特に具体的な年次を特定して記述するのであれば、生徒の誤解のおそれを避けるため、学説状況に照らして双方の説に触れる必要があるとしているとおりであって、これは「6世紀前半」などといった概括的記述しかなされていない場合についてまで当てはまるものではない。育鵬社と学び舎の記述については、双方の記述が具体的な時点を特定するものではなく、「6世紀前半」といった幅のある期間を記述していることから、通説的考え方が538年又は552年のいずれであるかと誤解されるおそれはないことから検定意見を付さなかったものであり、本件申請図書の記述とは異なるものである。

したがって、原告の反論には理由がない。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

原告は、国衙が課税や税の減免についての権限を握るようになったのは、「白河上皇などの中央政府が権限を与えた結果」と主張する（原告第二準備書面19ページ）。

しかし、原告も認めるとおり、「実際の権限は朝廷（天皇）にあった」のであって（乙A20・12枚目）、天皇の位を退いている上皇において、国衙に対し免税をする権限を与えることはできない。そうであるにもかかわらず、白河上皇が税の免除を行ったと明記する本件申請図書の記述が、これを読んだ中学校段階の合理的一般人に誤解を生じさせるおそれのある表現であることは明らかである。

以上に加え、原告は、検定意見の付されなかった育鵬社の記述である「多くの権利」と本件申請図書の記述である「税の免除」とをそれほど区別する必要はないとも主張するが、それ自体、原告独自の見解にすぎない。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件の検定意見を付した理由は、被告国準備書面(2)(21ページ)に述べたとおりである。

この点、原告は、自主訂正の機会が2度あり、そこで修正するものと主張しているところ(原告第二準備書面20ページ)、訂正申請(検定規則14条。乙A2)は検定の合格決定以後に認められるものであるが、基本的に教科書発行者の自主的な意思に基づいて行われるものであり、合否決定までの審査手続とは異なる制度である。合否決定までの審査手続では、申請された申請図書上の記述内容を審査の対象として、当該記述内容を読んだ中学校段階の合理的一般人がその意味を理解し難いか否かを判断する(検定基準第2章3(3))ところ、当該検定基準に該当するか否かを判断する際に、検定の合格決定以後になされる訂正申請の可能性があるか否かという推測に基づく事情を考慮すべきでないことは言うまでもないから、原告の当該主張に理由はない。

その他、原告は、「伏せ字と空欄は意味が同じであり、通常、空白と「■」とは生徒が見た場合同様に理解する」と主張するが、中学校段階の合理的一般人において、空白は、何も記述がない故に、何らかその記述に対する理解をするということ自体が観念し得ないのに対し、「■」との表記は、記述が存在し、そのままの表記であった場合には、これが何を意味するか理解し難い記述と評価されることは当然であり、双方が同じとはいえない。よって、双方を同様に理解するとの原告の主張に理由はない。

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

原告は、本件申請図書（甲1・105ページ。乙A27の18の1）の「⑤ヨーロッパ人による新航路の開拓」の年表中の「1522 マゼラン（ス）」の記載が、読者に対し出航国を意識づけている旨の被告の主張に根拠はないとする（原告第二準備書面21ページ）。

しかし、本件申請図書105ページ（乙A27の18の1）は、15世紀から16世紀までのスペインとポルトガルを中心とした世界の状況を述べる部分である。同104ページ（甲1）において「スペインは、イタリア人のコロンブスを派遣」、同105ページにおいて「ポルトガルが派遣したバスコ・ダ・ガマ」と記述されていることなども、スペインとポルトガルのいずれから出航したかに読み手の意識を向ける記述となっていることは明らかであって、「⑤ヨーロッパ人による新航路の開拓」の表中、「コロンブス（ス）」及び「バスコ・ダ・ガマ（ポ）」の記述が前記派遣元に係る記述と整合していることからしても、「マゼラン（ス）」は、スペインから出航したマゼランの意であると読むほかない。

原告自身、「1522 マゼラン（ス）」に照らして、マゼランの出港地を誤解する」（乙A18・20枚目）との検定意見に対し、不合格理由に対する反論書（乙A20・15枚目）において「マゼラン（ス）」が出航国だという被告国の読み方が誤りだという主張はしていなかったのであって、「マゼラン（ス）」が、スペインから出航したマゼランの意であることは明らかである。

以上に対し、本訴訟において、原告は、「マゼラン（ス）」が出航国を意味するとの読み方を否定するとともに、「スペイン人のマゼラン」という意味ではないとも述べるが（これは、マゼランがポルトガル人であることを踏まえてのことと思われる。）、スペインがマゼランの出航国でも出身国でもないのであれば、一体何だというのか、「スペインのマゼラン」とだけ述べる原告の主張からは全く不明である。

なお、原告は、訴状別紙2（24ページ）において、本件申請図書の記述は「全体としては、スペインのマゼランがポルトガルのリスボンから出航したということになる」とし、原告第二準備書面（21ページ）においても、「スペインのマゼランがポルトガルのリスボンから出航したということで、問題はない」として、マゼランの出航国はポルトガルのリスボンであるとの前提に立っているが、被告国準備書面(2)22ページに述べたとおり、マゼランの出航国はスペインであるから、仮に本件申請図書が全体として「スペインのマゼラン」なる者がポルトガルのリスボンから出航したという記述なのであれば、それ自体も、生徒の誤解を招くものである。以上のとおり、「1522 マゼラン（ス）」は出航国を意味するものではない旨の原告の主張には理由がない。

その他、本件申請図書に検定意見を付した理由は、被告国準備書面(2)（22ページ）のとおりである。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

被告国が検定意見を付した理由は、被告国準備書面(2)(23ページ)に述べたとおりであり、その要点は、通説的考え方における因果経過を正しく理解させる記述になっていないということにある。

通説的考え方によれば(乙A28の19の1)、坂本龍馬の大政奉還の構想は、後藤象二郎の理解と同意を得た上で、土佐藩の前藩主である山内容堂の理解と同意を得たことにより、土佐藩の方針として取り入れられるに至ったものであって、徳川慶喜に対しては、あくまで土佐藩の建白書として提出されている。

これに対し、本件申請図書(甲1・162ページ。乙A27の19の1)における「土佐藩を通じて徳川慶喜に大政奉還をはたらきかけたともいわれます」との記述は、あたかも大政奉還の構想が坂本龍馬単独の構想として徳川慶喜に伝達されたかのように読めるものであって、坂本龍馬が、後藤象二郎らの関与なしに、徳川慶喜に単独で働きかけを行ったと誤って認識させるおそれがあるものといえる。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

【原告のその余の反論に理由がないこと】

原告は、他社の申請図書の記述がいずれも本件申請図書と同趣旨であるとするが(原告第二準備書面22ページ)、他社の申請図書の記述に検定基準を付さなかった理由は被告国準備書面(2)(23ページ)に述べたとおりであって、「大政奉還」の構想が坂本龍馬単独の構想として徳川慶喜に伝わったと読めるものではないことから、誤解のおそれはない。すなわち、「土佐藩を通じて」の記述の存在や「後藤象二郎」の表記の有無によって形式的・画一的に判断しているものではないから、原告の主張には理由がない。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

原告は、本件申請図書（甲1・159ページ。乙A27の20の1）の「ペリー神奈川上陸図」は、文化史の教材として掲載しているのではなく、ペリー上陸のことがらを伝える目的として掲載するものであって、その正式名称を生徒が覚える必要もないと主張しており（原告第二準備書面23ページ）、「ペリー神奈川上陸図」という表記が当該絵画の名称として不正確なものであることは認めつつ、当該ページでは不正確であっても問題ない旨主張するようである。併せて、原告は、本件申請図書では、掲載絵画のうち文化史上の作品として扱っているものにはかぎ括弧を付し、そうでないものには付していないとも主張しており、「ペリー神奈川上陸図」にはかぎ括弧を付していないことをもって、読み手に対して、文化史の教材としての掲載でないことが明示されているとするものと思われる。

しかし、文化史の教材として掲載しているものでなければ生徒が正式名称を覚える必要がないという原告の立論は、それ自体疑問である。

以上の点をおいても、たしかに、本件申請図書中には、①作品それ自体を取り上げる趣旨で掲載されていると思われる絵画と、②そこに描かれた歴史的出来事を示す趣旨で掲載されていると思われる絵画が見受けられる。

しかし、前記①に関していえば、源氏物語絵巻（甲1・63ページ）、秋冬山水図（同93ページ）、五十三次名所図会石薬師（同101ページ）、唐獅子図屏風（同118ページ）、見返り美人図（同129ページ）、富嶽三十六景神奈川沖浪裏（同137ページ）、悲母観音（同203ページ）など、作品それ自体を取り上げる趣旨で掲載されているにもかかわらず、かぎ括弧が付されていないものが散見される。また、前記②に関していえば、「堺事件でフランス兵と戦う土佐藩士たち」（同15ページ）のように、そもそも絵画のタイトルと見られる記載を避けたり、「蒙古の襲来（文永の役）で元軍と戦う御家人」（同80ページ）のように、末尾に括弧書きで絵画の正式名称と収蔵場所を記載するという手厚い記載がされていたりするものが見受けられる一方で（同様の記載は同82、86、126及び132ページなどにも見られる。）、「月次風俗図屏風」や「職人尽絵」（いずれも同88ページ）などのように、作品それ自体を取り上げるというよりはそこに描かれた庶民の生活を示す趣旨で掲載されていると思われるにもかかわらず、作品名がかぎ括弧付きで記載されているものも認められる。

このように、本件申請図書において、掲載絵画のうち文化史上の作品として扱っているものにはかぎ括弧を付し、そうでないものには付していないというルールが適用されているということではできないから、かぎ括弧を付していないから、文化史の教材として掲載しているのではないとの主張は根拠を欠く。

そして、原告も認めるとおり、「ペリー神奈川上陸図」という表記は当該絵画の名称として不正確なのであるから、本件申請図書の内容には、誤りや不正確なところがあるものといえる（被告国準備書面(2)24ページ）。

なお、原告は、育鵬社の申請図書について検定意見が付されなかったことを論難するが、その理由は被告国準備書面(2)（24ページ）に述べたとおりである（なお、育鵬社の申請図書は、全体を通じて、絵画のタイトルにかぎ括弧を付さないことで統一されている。）。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

原告は、被告国の主張を「自由社も育鵬社も領土と領土外を塗色で区別していない点は同じだが、育鵬社は本文に記述があるから検定意見を付ける必要がない、という」ものだとし、本件申請図書にも本文において育鵬社と同様の記述があるから、検定意見を付したことは違法だと主張する（原告第二準備書面24ページ）。

しかし、被告国は、育鵬社について、本文の記述のみならず、図中にも「台湾」の部分において「1895（日）」と記述され」ていることを指摘しているから、原告による被告国の主張の要約は不相当であるし、本件申請図書が「育鵬社と全く同じ」であるとする原告の主張は事実と反する。

本件申請図書（甲1・189ページ。乙A27の21の1）では、本文においては「遼東半島や台湾などを日本に譲りわたしました」と記述されていることに対して、「⑤列強による清国分割」の図では朝鮮、福建省及び台湾が同一の色で塗色され、またその説明文も「朝鮮、台湾と、台湾に近い福建省が日本の勢力圏でした」と記述されており、「領土」か「領土外」であるかを区別せずに「朝鮮」、「台湾」及び「福建省」を同列の「勢力圏」と説明している。

本件申請図書の上述の記述状況を踏まえると、育鵬社の申請図書と異なり、本文中の記述と図及び図中の説明文の記述が抵触するため、これらを併せ読んだとしても、当該図及び図中の説明文を読んだ中学校段階の合理的一般人においてこれらのいずれが「領土」か「領土外」かの区別を認識する契機がなく朝鮮、台湾及び福建省が同列の「勢力圏」であると誤って理解するおそれがある。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

原告は、本件申請図書（甲1・239ページ。乙A27の22の1）における「⑥開戦を聞いた文化人」中の「坂口安吾」の記述部分が同著者の作品「真珠」からの抜粋であることを前提に、「真珠」は事実をもとにした「エッセイ」と言ってよく、「日記」に近いと主張する（原告第二準備書面25ページ）。

しかし、被告国準備書面(2)（26ページ）に述べたとおり、「真珠」は雑誌『文芸』の1942年6月号の「小説」の欄に掲載されたものである（乙A28の22の4・560ページ）。また、宮内寒弥及び平野謙も、「真珠」について、「十二月八日のことを書いた」小説である、「坂口氏の「真珠」は、すくなくともこれまで私達が読んだ十二月八日を取扱った作品の中では、一番、小説の結構を備へてあるものだと思ふ。」「真珠」は（中略）始めて完璧な小説へのかたちとなつて現はれたものと云つてよいと思ふ。」や「この美しい題名を持つ小説」と評価しているのであつて（下線はいずれも引用者。同561ページ）、エッセイ（随筆）であるとか日記であるなどとは見なされていない。当該記述部分が「エッセイ」や「日記」であるとの原告の主張は、独自の解釈であり、根拠を欠く。

そして、一般に創作エピソードを含むと言われる小説と、創作エピソードを含まないと言われる日記及びエッセイは、歴史的分野の教科用図書における引用に際してもその区別が明示されるべきであつて、これらを同列に並べるのは、「引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料など（中略）の取扱い」（検定基準第2章第2（9））において公正さを欠くものである。

この点、原告は、東京書籍の申請図書（241ページ。乙A27の22の2）のように、小説と断れば公正であるとみなすのは、妥当な主張とは言えないとも主張するが（原告第二準備書面25ページ）、「公正」とは、以上のとおり、「引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料など（中略）の取扱い」の公正性を意味しているところ（検定基準第2章第2（9））、小説の記述の紹介部分において小説である旨明示することは、史料の取扱いが「公正」であるといえ、本件申請図書の記述状況と異なるものである。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

原告は、本件申請図書における「日本軍の死者数約9万4000人」という記述は、沖縄出身軍人・軍属2万8228人と、他都道府県出身の正規軍人6万5908人を合計した数が9万4136人であるから、裏付けのある正確なものである旨主張する（原告第二準備書面26ページ）。

しかし、検定意見を付した理由は、被告国準備書面(2)（27及び28ページ）に述べたとおり、「2万8228人」には、具体的な人数は不明ながら、直前まで一般市民であったような人たちなど正規の「軍」と評価できない人が含まれているから、沖縄出身軍人・軍属2万8228人と、他都道府県出身の正規軍人6万5908人を合計した上で、日本「軍」の死者数として「約9万4000人」と記述することは不正確であることにある。

しかも、検定手続において、原告は、当該記述が不正確である旨の指摘に対し、何ら反論しなかった（乙A18・37枚目の番号349に対し、乙A20・27枚目では反論がない。）。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

なお、原告は、山川出版の発行する検定済高校用教科書『日本史A 改訂版』（平成29年発行）における記述との比較についても述べるが、そもそも当該図書は「高校用」であるだけでなく、本件検定の対象でもなかったものであり、本件検定の適法性を判断することとの関係においては、本件申請図書と比較すべき対象ではないから、原告の主張は前提を欠く。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

原告は、アメリカによる働きかけがされたのは、「日英双方が合意する前の段階であるから、アメリカの双方への働き掛けはそれぞれに一方的であり、それゆえに、その働き掛けは「破棄に動いた」が正確な記述である」という（原告第二準備書面27ページ）。原告の主張は不明瞭であるが、アメリカの日英各国に対する働きかけ自体は、日英同盟の一方的な取消し（破棄）を企図したものであったのであるから、本件申請図書の記述は「正確」だとするものと解される。

しかし、日英同盟を解消（廃棄）することは、ワシントン会議において日米英仏により調印された四カ国条約に明記されているところ、本件申請図書（甲1・221ページ）に原告自らが記述しているとおり、「アメリカは日本とイギリスの分断をはかり、日英同盟の廃棄を工作」していたのであって（なお、「廃棄」とは、「条約の効力などを失わせること」を意味するものであり、この記述は一方的に取り消す意味を包含しない。被告国準備書面(2)29ページ参照）、四カ国条約の成立に向けた過程において、当該アメリカの意向を考慮した上で、調整がなされ、アメリカを含む4か国が合意して当該条約が成立したのであるから（乙A28の24の4）、本件申請図書の当該記述が「ワシントン会議で」のアメリカの動きを述べるものであることを踏まえても、本件申請図書の記述は不正確というほかなく、原告の主張には理由がない（なお、原告の主張は、検定手続中における原告の反論とも異なっている。乙A20・27枚目参照）。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

25

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

原告は、山川出版社の申請図書（120ページ。乙A27の25の2）における「石田三成は、毛利輝元らの大名に呼びかけ、1600（慶長5）年に家康と戦ったが敗れた（関ヶ原の戦い）」との記述についても、本件申請図書と同様に、「毛利輝元が実際に関ヶ原の戦場に赴き、戦いに参加したと読み取ることはありうる」と主張する（原告第二準備書面28ページ）。

しかし、山川出版社の上記一文の主語はあくまで「石田三成」であるから、これを読んだ中学校段階の合理的一般人においては、石田三成が「呼びかけ」で「戦った」と認識するとしても、石田三成の呼びかけに応じて、毛利輝元が実際に関ヶ原の戦場に赴き、戦いに参加したとまで読み取るおそれがあるとはいえない。

そして、本件申請図書に検定意見を付した理由は、被告国準備書面(2)（30ページ）に述べたとおりである。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

なお、原告は、山川出版の発行する検定済高校用教科書『詳説日本史B』（平成25年3月5日発行）及び『詳説日本史B 改訂版』（平成29年発行）における記述との比較についても述べるが、そもそも当該各図書は「高校用」であるだけでなく、本件検定の対象でもなかったものであることから、本件訴訟手続において、本件検定の適法性を判断することとの関係においては、本件申請図書と比較すべき対象ではないから、原告の主張は前提を欠く。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

原告は、被告国が「イギリスとオランダの対立関係」などを書くべきであるとしていた」とした上で、そのような詳細を記載する必要もスペースもない旨主張するとともに、反論認否書における「目的が薪水強奪にあったと誤解するおそれがある」（乙A23・56枚目）との指摘について、「指摘事由」を変更した」ものであり違法であるなどと主張する（原告第二準備書面29ページ）。

しかし、被告国が、本件申請図書の本文中の記述（甲1・157ページ。乙A27の26の1）及び「②主な外国船の接近」（甲1・156ページ。乙A27の26の1）における「目的等」欄の「薪水強奪」の記述を対象に「フェートン号事件当時のイギリスとオランダの関係」（乙A18・26枚目）と指摘した趣旨は、双方の記述に共通した欠陥として、フェートン号の長崎入港の理由は、イギリスとオランダの対立を背景としたオランダ船の拿捕であり、単純な薪水や食料の強奪を理由とするものではないにも関わらず、薪水強奪のために長崎に入港したと誤って理解させるおそれがあることを指摘することにある（被告国準備書面(2)31ページ）。もっとも、本件申請図書の本文中の記述は、フェートン号の入港の「目的」を明示的に記述していないことから、検定意見としては、「フェートン号事件当時のイギリスとオランダの関係」と指摘したのである（なお、教科用図書の出版社において、この検定意見を読めば、フェートン号の長崎来航目的について誤って理解させるおそれがある記述になっていることを当然理解できるものと考えられる。）。

ところが、原告がこれに対して「指摘内容が意味不明」（乙A20・18枚目）と反論したため、被告国において、上述の趣旨を具体化した上で、本件申請図書の記述では「フェートン号の目的が薪水強奪にあったと誤解するおそれ」がある旨明示したものであって、検定意見の趣旨は一貫しており、「指摘事由」の変更などない。

また、教科用図書の各ページの組み方や記載の分量などに特段制限はないから、スペースがない旨の原告の主張には理由がない。

その他、原告の主張に対する反論は、被告国準備書面(2)（31ページ）に述べたとおりである。したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

原告は、山川出版社の申請図書において、「大宰府政庁跡（太宰府市）」という記述に続き、何らの説明もなく、「遠の朝廷」と呼ばれ、九州全体を統括するとともに国の外交や軍事の拠点である役所「大宰府」が置かれた。」とある点について、「生徒は誤植かと思ってむしろ混乱する」のであって、認めてはならないはずだという（原告第二準備書面30ページ）。

しかし、原告の主張を前提とすれば、本件申請図書（甲1・113ページ）「⑥大阪城」の説明文において、原告が「大坂夏の陣図屏風」大阪城天守閣蔵」と記載し、かつ「大阪」と「大坂」の使い分けについて何らの説明も付していないことも、「生徒は誤植かと思ってむしろ混乱する」というべきであって、「大宰府」と「太宰府」の表記についてのみ、「大宰府は地方官庁、太宰府は地名」との側注を付したことの説明にはなっていない。

そして、本件申請図書が、「大宰府は地方官庁、太宰府は地名」と明示的に記述していることによって、中学校段階の合理的一般人において、歴史を通じて一律の使い分けのルールがあるものと誤って理解するおそれがあることは、被告国準備書面(2)（32ページ）に述べたとおりである。

なお、原告は、山川出版社の申請図書等の記述について、「どちらの書き方をしても、一貫してどちらか一方の書き方であったと生徒は誤解する」ことや「何も注記しない方が正しいというものでまさに詭弁である」ことなどの批判をしている。

しかし、被告国準備書面(2)（32ページ）に述べたとおり、「大宰府」及び「太宰府」については、歴史を通じて一律の使い分けがされていたわけではなく混用されてきたところ、山川出版社の記述（甲8の1及び2）は、何らかのルールを明示するものではないから、これらの記述を読んだ生徒が誤解するおそれはない。また、注記についても、原告の注記の内容が誤解のおそれがあるものと検定基準に照らして欠陥と判断したにとどまり、注記行為を行うこと自体の正当性を判断しているものではない。したがって、原告の前記主張には理由がない。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

原告は、他社の申請図書においてはいずれか一方の読みを付した記述を認めているとした上で、「被告が言うとおりの確定的なルールが存在しないのであれば、どちらかの読みだけをつけることは被告の主張する原則に反することになる」と主張する（原告第二準備書面31ページ）。

この点、被告国準備書面(2)（33ページ）に述べたとおり、本件申請図書に検定意見を付した理由は、本件申請図書が、「日本の律令制」と、「明治維新政府」という双方の時期を対比させた上で、一方の時期には「だいじょうかん」、他方の時期には「だじょうかん」と読むという、特定の時期ごとに使い分けの明確なルールがあることを明示的に記述していることによって、実際にはこのようなルールがないにもかかわらず、中学校段階の合理的一般人にそのような時代ごとに使い分けのルールがあるものと誤って理解させるおそれがあることにあるところ、時期を対比させた上で読み方に関する使い分けのルールを明示しないで、それぞれの時代において、より広く用いられたと考えられる「太政官」の読み仮名を単に記述することを許容することと当該検定意見を付した理由は矛盾しないから、原告の主張は被告国の主張を理解しないものであり、理由はない。

また、原告は、本件申請図書の記述における「太政官」の読み方「日本の律令制では「だいじょうかん」、明治維新政府は「だじょうかん」と読みます」との記述につき、「大まかに、古代律令制下でより広く用いられる読み方として「だいじょうかん」を、近代においてより広く用いられている読み仮名を「だじょうかん」と提示しても許される」と主張する（原告第二準備書面31ページ）。

しかし、被告国準備書面(2)（33ページ）で述べたとおり、「太政官」の読み方について、「日本の律令制では「だいじょうかん」、明治維新政府は「だじょうかん」と」、日本の律令制の時期と明治維新政府の時期を対比させた上で、読み仮名の使い分けの明確なルールがあったとはいえないから、本件申請図書の記述は、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3（3））というほかない。

これに対し、原告は、「太政官」の読み方として、「日本の律令制では「だいじょうかん」、明治維新政府は「だじょうかん」と読みます」という明確なルールがあるとか、このような明示的な記述によってもなお、混用の例があることについて生徒に誤解が生じない旨の主張も立証もしない。

なお、原告は、明成社の発行する検定済高校用教科用図書『最新 日本史』（平成25年3月発行）における記述との比較についても述べるが、当該図書は「高校用」であるだけでなく、本件検定の対象でもなかったものであり、本件申請図書と比較すべき対象ではないから、原告の主張は前提を欠く。しかも、当該教科用図書における記述はどちらかの読み方をすべき旨のルールを示す記述ともなっていない。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

原告は、被告国準備書面(2) (34ページ)における被告の主張をるる論難する。

しかしながら、原告はそもそも、「蛍の光」が「国境が画定したのを受けて、千島から沖縄までが日本(やしま)だということを国民に教える意味も込められて」いたとする理由も、これを示す客観的史料も何も提示しない。当該記述の根拠として示されているのは、「この4番に関しては、日本の国境を明確に教えたいという文部省の意図意外(マ)には考えられない」(乙A20・19枚目)という、原告の推測のみである。

このように、原告の主張を基礎付ける史料的根拠も学术论文も確認できず、通説的考え方とはいえない内容を断定的に記載する本件申請図書の記述は、検定基準第2章3(3)に照らし、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」である。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

30

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件の検定意見を付した趣旨は、「西暦57年、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」という記事が『後漢書』にのっています。」(下線は引用者。)との記述が、その態様からして、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」の部分が『後漢書』の引用と評価されるものであるところ、『後漢書』では光武帝が賜ったのは「印綬」と記述されていることを踏まえると(乙A28の30の1及び2)、不正確な記述である点に求められる。

原告は、当該検定意見が違法と主張する根拠を何ら主張立証していないが、検定意見を付した理由は、被告国準備書面(2)(35ページ)に述べたとおりである。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

【その余の原告の反論には理由がないこと】

また、原告は、山川出版社と東京書籍は、いずれも『後漢書』などに言及しており、本件申請図書との差別化には意味がないと主張する。

しかし、山川出版社の申請図書(乙A27の30の3)の32ページのコラム部分は『後漢書』の正確な引用がされているとともに、同ページ本文は、『後漢書』の文言があるが、引用によらない記述である。また、東京書籍の申請図書(乙A27の30の2)の33ページ本文は、「後漢書」の文言があるが、引用によらない記述であるとともに、「⑨「後漢書」東夷伝」部分も「後漢書」の文言があるが、部分要約であることが明確にされており、引用でないことが明らかである。

これらを踏まえると、引用と評価される書きぶりでありながら、引用といえない記述をしている本件申請図書とは明らかに異なるため、原告のダブルスタンダード検定の主張に理由はない。”

31”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件の検定意見を付した理由は、被告国準備書面(3)(3ページ)に述べたとおりである。

これに対し、原告は、本件検定手続において、「歴史教科書で学習上取扱うのは原則文化遺産であり、誤解は生じない」としており(乙A20・2枚目)、現在もなお、「本件申請図書が歴史の教科書であることを踏まえ、「世界遺産」という言葉を、文化遺産を内容的に指示する文脈で用いた」旨主張する(原告第三準備書面2ページ)。

しかし、そもそも歴史の学習上取り扱うべき世界遺産は原則として文化遺産だと断定することはできないところ、本件申請図書が、「日本の世界遺産」との表題の下、「日本には(中略)世界遺産に登録されている場所がいくつかあります。一覧表にすると下記のようにになります。」と記載していることをもって、内容的に文化遺産を指示する文脈になっているということもできないから、この記述を読んだ中学校段階の合理的一般人において原告の意図する文脈を理解できるともいえない。原告の意図がどうあれ、本件の検定意見を付した理由は、被告国準備書面(3)(3ページ)に述べたとおり、検定手続では、教科書の当該記述を審査して「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するかを判断するところ、本件では、日本の「世界遺産」が①ないし⑱で全てであると誤って理解するおそれがあるため検定意見を付したということであって、原告の主張には理由がない。

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

【原告のその他の主張に理由がないこと】

また、原告は、山川出版社の申請図書の「慰安婦」の記述が、同じ理論構造であるのに検定意見が付されていない旨主張する(原告第三準備書面3ページ)。

しかし、原告の主張する山川出版社の記述は、世界遺産に係る記述ではなく、本件申請図書の当該記述と全く関係のないものであり、比較の対象とならない。

なお、仮に「慰安婦」に日本人が含まれることを前提としても、山川出版社の記述は、「朝鮮・中国・フィリピンなどから女性が集められた」(下線は引用者。)として「朝鮮・中国・フィリピン」が例示であることを明示しているから、これを読んだ中学校段階の合理的一般人において、例示された3か国以外の国からも「慰安婦」が集められたことを正しく認識することができるのであって、当該記述に「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))はない。

したがって、山川出版社の申請図書には検定意見を付さなかったものであり、原告の主張には理由がない。

”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件の検定意見を付した理由は、被告国準備書面(3)(4ページ)に述べたとおりである。この点について、原告は、「この150年間」は現在から150年と読むべきである旨主張する(原告第三準備書面4ページ)。

しかし、現在から150年と解した場合は黒船来航から約20年間で捨象されることとなるところ、そのことに合理的理由はない。

そして、当該記述によれば、「黒船来航で西洋文明の衝撃を受けた」ことが、工業立国をめざしたきっかけもしくは動機と位置づけられているのであるから、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、「この150年間」について、黒船来航を起算点として現在までの期間が150年間と理解することとなるといえる。

よって、原告の当該主張に理由はなく、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件の検定意見を付した理由は、被告国準備書面(3)(5ページ)に述べたとおりである。

原告は、「葬る」と「まつる」の双方が『日本書紀』(乙A28の33の2)に記述されていることから、「祀る」の記述が正しいとも主張するが(原告第三準備書面5ページ)、構文上、『日本書紀』の書き下し文(乙A28の33の2)の「まつる」は、「葬り」という動詞の下に付随する補助動詞であるから、「申し上げる」という意味(謙讓表現)と解すべきであって(乙A28の33の3「まつる(奉る・献る)」の項参照)、『日本書紀』の現代語訳でも、「葬り申し上げた」(乙A28の33の5)と訳されている。このように、『日本書紀』の「まつる」は、本件申請図書における「祀られている」(「神としてあがめ、一定の場所に鎮め奉る」(乙A28の33の3))の意で用いられているものではないから、原告の主張には理由がない。

また、原告は、仁徳天皇陵が「仁徳天皇を「神としてあがめ、一定の場所に鎮め奉る」御陵であると生徒が認識することは誤解ではなく正解」だとし(原告第三準備書面5ページ)、ここで「葬られている」と記載することはかえって誤解するおそれがあるともいう(訴状別紙2・42ページ)。しかし、古墳の最も基本的な機能は「葬る場」すなわち墓であるところ(乙A28の33の2)、本件申請図書(甲1)では、36ページにおいて「大きな墓が各地でつくられるようになりました。これが古墳とよばれるもの」と古墳の機能が墓である旨記述した上で、37ページでは、「仁徳天皇陵(大仙古墳)は、世界でも最大規模の広さの王墓でした」と記述し、また13ページにおいても「世界で最大規模の面積をもつ墓」と説明しており、仁徳天皇陵において祭祀が行われた事実について記述がないことを踏まえると、これらの記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、仁徳天皇陵を含む古墳が墓、すなわち遺体が葬られている場所であると認識する。これを踏まえると、仁徳天皇陵において祭祀が行われた事実の存否に関わらず、古墳の説明において「祀る」と記述することは、遺体が葬られていることを「祀る」と表現することが正しいと誤って理解するおそれがあるから、原告の主張は理由がない。

以上のとおり、本件申請図書に検定意見を付したことは、適法である。

”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件の検定意見を付した理由は、被告国準備書面(3)(6ページ)に述べたとおりである。

この点、原告は、かぎ括弧の用法の問題と捉え、かぎ括弧は直接引用のみならず要約引用を示すために用いられる場合もあるのであるから、直接引用に限定するルールを教科書に適用することは不適切であるなどと主張する(原告第三準備書面6ページ)。

しかしながら、原告の当該主張は、被告国の主張を正解しないものである。

すなわち、かぎ括弧が直接引用を示すか要約引用を示すかの性質に関係なく、本件申請図書は、「ヘロドトスは、『歴史』という本で」「と書きました」と記述されていることから、その間にある「大ピラミッドは、10万人の奴隷が20年間働いて造ったもので、クフ王という残忍な王の墓である」という部分が、そのまま「歴史」に書かれているものと評価できる書きぶりとなっており、この記述を読んだ中学校段階の合理的一般人もそのように理解するものといえる。しかし、実際には当該部分は「歴史」をそのまま引用したものではないのであるから、これがあたかも正確な引用と誤解されることのないよう、要約である旨を明示したり、そのままの引用ではないことが分かるような工夫がされるべきであるというのが、本件の検定意見を付した理由である。原告の主張は、被告国の主張を正解しないものであり、理由がない。

ちなみに、本件申請図書には、史料等の要約部分が多数存在するところ、その大部分はかぎ括弧が付されていない(甲1・84、90、149、157、178、185ページ等)。他方で、かぎ括弧が付されつつ、「国会議事録より要約」したものである旨が表示されている部分もある(同181ページ)。このように、本件申請図書において、要約であるか否かの表示方法は統一されておらず、かぎ括弧の存在自体を手がかりにして中学校段階の合理的一般人が要約か否かが判断できるということもできない。そのため、本件申請図書を読んだ中学校段階の合理的一般人において、要約なのかそのままの引用なのかがわかるような工夫もされていないと判断したものである。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

【その余の原告の反論には理由がないこと】

なお、原告は、東京書籍の申請図書(乙A27の22の2・241ページ)において、かぎ括弧付きで「破戒」原文の要約引用がされている箇所についても正確な引用ではない旨主張するが、上記のとおり、本件の検定意見は、かぎ括弧は直接引用で用いるべきという前提に立つものではないから、当該主張に理由はない。

以上をおいても、「差別されないために、自分が被差別部落出身であることを他人に明かすな」という記述部分は、「破戒」の内容を解説するコラムの中の一部であり、全体としてそのままの引用ではなく要約だと判断できる内容になっているので、原告の主張には理由がない。

”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件の検定意見を付した理由は、被告国準備書面(3)(7ページ)に述べたとおりである。

この点、原告は、通番36について、本件申請図書の記述が「断定的である」として検定意見が付されたものの、令和2年度の検定手続において、「といわれています」の文言を付して合格したことを理由に、「といわれます」という表現が、通説ではなく一つの考え方であることを明示するものであって、このことは文科省も認めているとし、通番35でも「いわれます」を用いて一つの考え方であることを明示している旨主張する(原告第三準備書面7ページ)。

しかし、「文脈の中で文は読まれ解釈されていく」(原告第三準備書面15ページ)のであって、「いわれます」や「いわれています」の具体的意味合いもその前後の文脈によって解釈されるのであるから、令和2年度の検定手続において通番36の修正後の記載に検定意見が付されなかったことをもって、通番35において「いわれています」という表現を用いれば一つの考え方を述べるものと評価され、欠陥が治癒されるということにはならない。

ここで改めて本件申請図書に対する検定意見を見ると、通番35については、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(一般的な説であるかのように誤解する。)」というものであり、通番36については、「生徒が誤解するおそれのある表現である。(「祖国」意識について断定的に過ぎる。)」というものであった。すなわち、通番35は、もともと本件申請図書において「いわれます」と記述されていたが、その文脈からして、「中国文明の三大要素は、皇帝と、都市と、漢字だ」と見ることが「一般的な説」と評価できるとともに、これを読んだ中学校段階の合理的一般人において、「一般的な説」であるかのように誤解するおそれがあると判断されたものである。

これに対し、通番36は、ローマの軍隊が、軍隊全体やローマ帝国の全時代・全地域を通じて「祖国のために」という意識(祖国意識)を持っていたと読まれる記述であるところ、このように軍隊の全体や全時代・全地域を通じて当該意識を持っていたかについては、歴史学において定着した考え方はない。一方で、ローマの軍隊において特定の兵士や特定の時期において当該祖国意識があったとの歴史的事実は認められるところ(乙A28の35の1)、「といわれています」が付されたことによって、文脈上、特定の兵士や特定の時期において当該祖国意識があったと読むことが可能であるから、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人が誤解するおそれはないと判断される。

よって、「「といわれています」という定型的な表現」を付すると、「通説ではなく一つの考え方」となる「原則」は、原告による根拠のない推測にすぎず、このように、通番35と通番36は、それぞれ文脈が異なるのであって、「いわれます」「いわれています」の持つ具体的意味合いも異なるので、これらを同視する原告の主張には理由がない。

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件の検定意見を付した理由は、被告国準備書面(3)(8ページ)に述べたとおりである。

この点、原告は、当該記述がローマ史を専門的に学ぶことを目的としているのではなくて、後世に受け継がれたものという観点から本村教授の説に基づいて記述しており、学習目的の文脈に照らして間違いとすべきでないという(原告第三準備書面8ページ)。

すなわち、本件検定意見では、「指摘事項にある見解を否定しているわけではない」(乙A23・17枚目)とあるとおり、被告国はローマ軍において「祖国のために」という意識を持って戦った兵士がいたという見解自体を誤りだとしているのではなく、軍隊が持つ祖国意識について、軍隊全体やローマ帝国の全時代・全地域を通じて概括するのは困難な状態であるにもかかわらず、「ローマの「祖国」意識について断定的に過ぎる」(乙A18・6枚目)記述である点が「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))と評価されたものであるから(被告国準備書面(3)8ページ)、原告の反論は当を得ない。

以上をおいても、原告のいうように、学習目的の文脈に着目するならば、本件申請図書(甲1・27ページ。乙A27の36の1)の「第3は、「祖国」という意識です(中略)戦いました。」という記述は、「ローマは政治制度の上で、次の3つのものを後世に残しました。」(下線は引用者。)という記述に引き続く部分であり、「共和制による統治の技術」「ローマ法」を順次挙げていることは別論、「「祖国」という意識」が政治制度とどう関係するのかは自明でなく、学習目的との関係は不明瞭である。

そして、原告第三準備書面(8ページ)によっても、原告は、当該記述の内容が歴史学において定着した通説的考え方である旨の主張立証もしていない。

したがって、原告の主張には理由がなく、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件の検定意見を付した理由は、被告国準備書面(3)(9ページ)に述べたとおりである。

この点、原告は、かぎ括弧の用法についての議論は項番34において述べたことが当てはまるとするが(原告第三準備書面9ページ)、原告の当該主張は、被告国の主張を理解しないものである。

ここでの検定意見は、「魏志倭人伝には」「と記されていましたが」と記述していることから、その間にある「倭の国には(中略)おさめていた」という部分が、そのまま「魏志」倭人伝に書かれているものと評価できる書きぶりとなっており、この記述を読んだ中学校段階の合理的一般人もそのように理解するものといえる。しかし、実際には当該部分は「魏志」倭人伝の中に散在する記述をまとめて要約したものであって、そのままの引用ではないから、これがあたかも正確な引用と誤解されることのないよう、要約である旨を明示したり、そのままの引用ではないことが分かるような工夫がされるべきであるというのが、本件の検定意見を付した理由である。原告の反論は、被告国の主張を正解しないものであり、理由がない。

また、本件申請図書において、要約であるか否かの表示方法は統一されておらず、かぎ括弧自体の存在を手がかりとして、本件申請図書を読んだ中学校段階の合理的一般人において、要約なのかそのままの引用なのか分かるような工夫もされていないことも、通番34と同様である。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

【求釈明について】

なお、原告は、平成26年度検定の対象となった原告の教科用図書において、前記と同様の記述に検定意見が付されなかったとして、「検定は検定時の基準で判断されるということなのであれば、過去の検定の時点では上記記述について、生徒が誤解するおそれはなかったのか、釈明を求める」とする。

教科書検定においては、当該検定年度の検定時を基準時として、申請図書の記述が検定基準に照らして適正か否かを判断するのであって、過去の検定で合格した記述であっても、学習指導要領の改訂、学説状況の変化や前後の文脈や構成の変更など具体的な記述状況を踏まえ、検定基準に照らして検定意見を付すこともあるのであるから、過去に使用された表現が、その後の検定においても当然に欠陥がないと評価されるとは限らないことは、被告国準備書面(3)(4ページ)にも述べたとおりである。

当該記述との関係でいえば、原告のいう「前回の検定」は平成26年度に行われたところ、平成29年に学習指導要領が改訂されたことにより、「調査や諸資料から歴史に関わる事象についての様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習を重視すること。」等について新たに規定されるなど、資料を読み取る力がこれまで以上に重視されることとなった(乙A29の2・53ページ)。このように、「前回の検定」と本件検定では学習指導要領が異なっており、本件検定ではその改訂の趣旨も踏まえ、検定意見を付したものである。

”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件の検定意見を付した理由は、被告国準備書面(3)(10ページ)に述べたとおりである。

この点、原告は、「争いごとが少ない」の記述は、共同体内部の構成員の社会的関係に着目した記述であり、武力による争いは国家が統合される過程での社会集団の間に生じる関係に着目した記述とは異なる性質のものであるから、本件申請図書の35ページの右下段囲み「⑧盗みがなく、争いの少ない社会」の記述と、同ページの右中段囲み「⑦魏志倭人伝より(一部要約)」と同34ページ本文の双方の記述は観察対象のレベルを異にしているので矛盾しないと主張する(原告第三準備書面10ページ)。

しかし、本件申請図書の35ページ右中段囲み「⑦魏志倭人伝より(一部要約)」における「国内は乱れて、攻め合いが何度もつづいた」の記述は、共同体間の争い(共同体の外部関係。以下同じ。)に向けたものと評価できるとともに、同34ページ本文の記述では、「ムラ」と「ムラ」の関係を説明する内容となっていることから、共同体間の争いを説明する内容となっている。そして、これらの記述と同様に、同35ページ右下段囲み「⑧盗みがなく、争いの少ない社会」における「争いの少ない」や「争いごとが少ない」の記述は、「魏志倭人伝」において述べられている「倭人社会の特徴」を説明する文脈で紹介されており、倭人社会において「争いの少ない」や「争いごとが少ない」とは倭人社会における共同体間の争いとも理解できる(原告自身、当該箇所について、「それぞれ目的が違うので、教師が適切に説明すれば、生徒は容易に理解しうる」と反論していたことは(下線は引用者。乙A20・9枚目)、本件申請図書の記述それのみでは生徒の理解が容易には得られないことを自認するものといえる。)

したがって、中学校段階の合理的一般人において、本件申請図書の34ページと35ページの対照的な記述を原告が主張するような意味のものとして矛盾なく理解できるとはいえない。

なお、原告は、訴状(別紙2・45ページ)においては、「前ページの本文(引用者注:「ムラどうしの交流もさかんになりましたが、水田の用水や収穫物をめぐる争いもおこるようになりました。)」は、弥生時代の一般的ムラの状況を書いたもので、邪馬台国に直接触れたものではないので、その間に「矛盾」を想定するなど論外」と主張しており、当該記述が「理解し難い表現」(検定基準第2章3(3))ではないとする原告の説明は変遷している。このように、当該記述は、様々な概念を包含しうる記述態様となっており、色々な解釈をすることが可能な「その意味を理解し難い表現」(検定基準第2章3(3))であることの証左であるというほかない。

したがって、原告の主張には理由がなく、本件申請図書に対して検定意見を付したことは、適法である。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件の検定意見を付した理由は、被告国準備書面(3)(11ページ)に述べたとおりである。

この点、原告は、当該記述について、「最盛期の古墳に大まかにあてはまる古墳のサイズと耕地の広がりとの関係に着目するように誘導しているにすぎない」のであって、生徒は全ての古墳が農地開発と関係があるなどとは理解しないと主張する(原告第三準備書面11ページ)。

しかし、本件申請図書(甲1・37ページ。乙A27の39の1)の記述は、「古墳には下の4つの形式があります。(中略)古墳の土はどこから持って来たかと疑問を持つことがあります。溜池を掘り灌漑施設を作る時に掘り返された土を盛り上げたのです。古墳の大小は農地の広がりに関係しています。」というものであって、まず古墳の形式の中から4つの形式を紹介し、これら4つの形式に共通する特徴として、古墳の土が、溜池を掘り灌漑施設を作る時に掘り返されたものであると断定的に述べた上で、4つの形式の古墳の大小は農地の広がりに関係していると理解させる記述となっている。一方で、このような関係が特に「最盛期の古墳」について見られるものであることは明らかにされておらず、「最盛期の古墳」のみを射程においた記述となっていない。そのため、これを読んだ中学校段階の合理的一般人は、時期の限定なく、4つの形式の古墳に共通する一般的な法則だと理解するといえる。

したがって、原告の当該主張に理由はなく、本件申請図書に対して検定意見を付したことは、適法である。

”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件の検定意見を付した理由は、被告国準備書面(3)(12ページ)に述べたとおりである。

これに対し、原告は、本件申請図書と令和2年度の検定手続において合格したもの(以下「令和2年度合格本」という。)とでは、「古代律令国家」が、「古代中央集権国家」に変わっただけ」だとし、学習指導要領によれば「①聖徳太子の政治②大化の改新③律令国家の確立の順序に学ばせることになっており、用語としては「中央集権国家」ではなく「律令国家」とするのが正しい」と主張する(原告第三準備書面12ページ)。

しかし、学習指導要領上の「聖徳太子の政治、大化の改新から律令国家の確立に至るまでの過程」(乙A29・55ページ)の記述は、「聖徳太子」と「律令国家」との間に因果関係がある旨の記述を求めているものではない上、それらを直接結び付けるために、教科書上の用語として「律令国家」を記述する必然性はないから、検定意見が学習指導要領に反しているとの原告の主張に理由はない(被告国準備書面(3)12ページのとおり、原告の令和2年度合格本の記述は学説状況に沿った記述である。)

そもそも、被告国準備書面(3)(12ページ)に述べたとおり、「律令国家」とは、律令を基本法典とし、天皇を中心とした体系的な中央集権国家組織を有する国家を指すのであって、「古代律令国家」と「古代中央集権国家」は、単なる表現の違いではなく、それぞれ異なる概念である。このように、どちらを用いるのが「用語として」より正しいというような単純な表現上の違いではないから、この点においても原告の主張に理由はない。

したがって、本件申請図書が学習指導要領に則している旨の原告の主張に理由はなく、本件申請図書に対して検定意見を付したことは、適法である。

なお、原告は、本件申請図書(甲1・19ページ)において、「聖徳太子 日本の律令国家へ方向づけをした」との記述に対し言及がないと指摘する。

しかし、被告国準備書面(3)(12ページ)に述べたとおり、聖徳太子らが行った推古朝の政治は後の古代律令国家建設の素地の一部とされているから、これを「律令国家へ方向づけをした」(甲1・19ページ)と表現すること自体は教科用図書の記述として不適切とまではいえない(当該ページでは、中大兄皇子と天武天皇が太線で囲まれ、天武天皇が「律令国家の建設者」と記載され、聖徳太子はその囲みの前段階に配置されているという視覚的工夫もされているところである。)。他方で、聖徳太子の死後に帰国した留学生たちのもたらした知識によって律令国家建設の動きが本格化したという経緯から、聖徳太子を将来建設されることになる律令国家の姿を明確に構想して内政や外交を進めた指導者であると評価することは困難である。この学説状況を踏まえると、「古代律令国家建設の方向を示した指導者でした」(甲1・47ページ。乙A27の40の1)という記述は、いまだ律令国家の根本を成す律令を体系的には知り得なかった段階の聖徳太子らが進めた内政や外交が、「古代律令国家建設」にどのように関わったのかについて、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人が理解することが困難な表現だといえる(乙A23・25枚目)。

このように、本件申請図書(甲1・47ページ)の記述と同19ページの記述は異なるものであるから、原告の主張に理由はない。”

41 欠番

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件申請図書に検定意見を付した理由は、被告国準備書面(3)13ページのとおりである。

これに対し、第一に、原告は、当該記述は「一般的な「よびかけ」」であり「異国警固番役」への出仕を特定しているものではないと主張する（原告第三準備書面14ページ）。

しかし、「一般的な「よびかけ」」の意味するところが不明であることをおき、本件申請図書における「よびかけ」の意味は教科書の記述に照らして合理的に決定されるべきであるところ、「時宗」が「フビライの要求を拒否し」て行われた「戦う準備をよびかけました」の記述は、「⑦フビライの国書」の説明文や元寇の前段階におけるフビライと北条時宗の方針を説明する本文中の記述（甲1・79ページ。乙A27の42の1）を踏まえると、1268年のフビライの要求を拒否した後、当時前例のない「蒙古」との戦いを前提に導入された警固役への動員だと評価するのが相当であり、この記述を読んだ中学校段階の合理的一般人における理解も同様であるといえる。このことから、文永の役における「蒙古」の襲来に備えて九州の要害に勤番した警固役の呼びかけ対象者は、九州在住御家人や九州に領地を持つ御家人であり、本件申請図書の当該記述は歴史的事実に反して、「全国の御家人」と誤解するおそれのあるものとなる。

第二に、原告は、「現実に九州以外の全国各地の御家人がよびかけられて」いる旨主張する（原告第三準備書面14ページ）。この点、本件検定の手続においても、原告は、「通説である。実際に鎌倉幕府は九州などの西国だけでなく北条時宗は鎮西に所領を持つ東国御家人に鎮西（引用者注：九州地方を指す。）に赴くように命じ、さらに東北の安東水軍まで派遣している。」と主張していたが（乙A20・13ページ）、「九州など」に九州以外のどの地域が含まれるのか、具体的な内容を明らかにせず、また安東水軍が派遣されたとする点を含め、原告の主張を裏付ける根拠史料を示さなかった。

第三に、原告は、「安東水軍」に関する被告国の主張について教科書の全ての文章に一次史料の根拠を求める検定方針は異常であると主張する（原告第三準備書面14ページ）。

しかし、「安東水軍」は教科書の文章そのものではなく、原告が訴状にて主張した事項である。訴訟手続上、原告が主張した「安東水軍」の根拠を求めることと、教科書上の記述そのものに一次史料を求めることは関連性のない異なるものであり、検定手続における審査方針として後者にすべからず求めているものでもないから、当該主張には論理飛躍があり、理由はない。

結局、原告の主張を踏まえても、九州在住及び九州に領地を持つ御家人以外の御家人が「蒙古」の襲来に備えて動員されたとみるべき根拠はなく、北条時宗が「全国の御家人に」よびかけたということとはできないから、本件申請図書の記述は、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2条3（3））というほかない。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

43”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

原告は、本件申請図書の記述は、文脈の中で読まれ解釈されるのであって、「蝦夷地との交易」という小見出しが、蝦夷地と蝦夷地以外の人々の間の交易を指すことは自明であるなどと主張する（原告第三準備書面15ページ）。

しかし、ここでの問題は、蝦夷地の人々（アイヌの人々）が十三湊（青森県）を拠点としたものと読めることであって、誰と誰の間の交易かではないから、原告の主張はそもそも当を得ない。

なお、原告は、令和2年度合格本との比較において、生徒の誤解の有無を主張してもいるが、令和2年度合格本における記述の適否は、本件検定の適法性に影響を及ぼすものではない。

以上をおいても、本件申請図書（甲1・87ページ。乙A27の43の1）は、「蝦夷地（北海道）では、アイヌと呼ばれる人々が、狩猟や漁業を行っていましたが、14世紀ごろに、津軽（青森県）の十三湊を拠点にした交易が始まり、鮭・昆布・毛皮などをもたらしました。」と記述されているところ、構文上、「狩猟や漁業を行っていた」、「十三湊を拠点にした交易が始まった」及び「鮭・昆布・毛皮などをもたらした」は全て並列関係となっており、「アイヌの人々」はこれら全ての主体と位置づけられる。

他方で、令和2年度合格本における記述（甲4・87ページ）は、「蝦夷地（北海道）では、アイヌと呼ばれる人々が、狩猟や漁業を行っていましたが、14世紀ごろに、津軽（青森県）の十三湊を拠点にした交易が始まると、鮭・昆布・毛皮などをもたらしました。」というものであるから、構文上、並列関係に立つのは「狩猟や漁業を行っていた」と「鮭・昆布・毛皮などをもたらした」の2点であって、「十三湊を拠点にした交易が始まると」は副詞節として「鮭・昆布・毛皮などをもたらした」を修飾している。そのため、「アイヌの人々」が主体となるのも、「狩猟や漁業を行っていた」と「鮭・昆布・毛皮などをもたらした」の2点のみである。

このように、令和2年度合格本の記述は、本件申請図書の記述とは構文上明確に異なっており、アイヌと呼ばれる人々が十三湊を拠点に交易活動を行ったものと誤解させるものではないと評価できる。

なお、原告は、平成26年度検定では意見を付さなかったことから、当該検定時における当該記述の判断との整合性を問うている。

しかし、教科書検定においては、当該検定年度の検定時を基準時として、申請図書の記述が検定基準に照らして適正か否かを判断するのであって、過去に使用された同様の表現がその後の検定においても当然に欠陥がないと評価されるとは限らないことは、被告国準備書面(3)(4ページ)にも述べたとおりである。

当該記述との関係で言えば、平成26年度検定の対象となった原告の教科用図書において、前記と同様の記述があったことは事実であるが、令和元年度時点において精査した結果、検定基準に照らして欠陥箇所とされなかった事実をもって本件申請図書の当該記述について「生徒が（中略）誤解するおそれはない」（検定基準第2章3(3)）とは評価できない。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件申請図書に検定意見を付した理由は、被告国準備書面(3) (15ページ) に述べたとおりである。

これに対し、原告は、「通説だとしているわけではない」(原告第三準備書面16ページ) と述べているから、朝鮮出兵が16世紀における世界最大規模の戦争だったという通説はないこと自体は、原告も認めているものといえる。

その上で、原告は、第一に、訴状において学術的な根拠を示して当該記述が誤りでないことを証明したとし、被告国は「学術的挙証」に学術的に反論すべき旨主張する(原告第三準備書面16ページ)。

しかし、戦争の規模を比較(評価)する要素としては、死者数、終戦までに要した年数、関係した国の数や戦闘地とされた地域の広がり方など、様々なものが考えられる。原告が挙げる動員数や戦費の額(訴状別紙2・49ページ)は、その一部にすぎないのであって、これらの比較のみをもって「最大規模」か否かを判断することは不可能である。しかも、朝鮮出兵における「日本」、「明」及び「朝鮮」の各動員数や戦費は、原告の挙げる文献相互間ですら相当程度異なっており、定着した見解がない。したがって、これらを比較して朝鮮出兵が「最大規模」だと判断することはできないというほかなく、原告の主張は、「学術的挙証」として十分なものになっていない。

以上をおいても、16世紀には、英西戦争やユグノー戦争をはじめ、世界各地で複数の戦争があったのであるが、そのうち、原告が訴状別紙2(49ページ)において比較対象としているのは、「ドイツ農民戦争」と「万暦の三征」のみにすぎず(なお、乙A20・16枚目も同様である。)、また、これらに限定して比較を行った合理的理由の説明もない。

したがって、原告の主張によっても、当該記述が教科用図書の記述として不適切でないことが証明されているということとはできない。

第二に、原告は、当該記述部分において「～といわれているわ」との記述があることから、申請図書はこれが通説だとしているわけではないと主張するが、「文脈の中で文は読まれ解釈される」(原告第三準備書面15ページ) のであって、「いわれている」の具体的な意味合いもその前後の文脈によって解釈される(本準備書面40ページ参照)。この点、本件申請図書(甲1・115ページ。乙A27の44の1)は、朝鮮出兵につき述べる本文の脇の余白部分において、挿絵の女性が、吹き出し中で「朝鮮出兵って16世紀では世界最大規模の戦争だったといわれてるわ。」と述べる体裁となっており、その文脈からして、「16世紀では世界最大規模の戦争だ」ったとの記述は、これを通説的考え方として断定していると評価できるとともに、これを読んだ中学校段階の合理的一般人は、朝鮮出兵が16世紀において世界最大規模の戦争であるとするのが歴史学では定着している通説的考え方であると理解するものといえ、通説でないことを示しているとか、暗示しているということとはできない。

したがって、原告の主張にはいずれも理由はなく、本件申請図書に対して検定意見を付したことは、適法である。”

45

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

被告国準備書面(3)(16ページ)で述べたとおり、樺太が島であることを最初に発見した者は松田伝十郎であるとの歴史的事実があるところ、本件図書(甲1・156ページ。乙A27の45の1)中の「間宮林蔵は(中略)樺太が島であることを世界で初めて発見しました」との記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、間宮林蔵が樺太を「島であることを世界で初めて発見し」と誤解することとなる。

この点、原告は、当該歴史的事実の存在を認めつつも、「いわば「間宮隊」が樺太を踏査した」のであり、「間宮海峡」と名付けられていることからして、当該記述に問題はないと主張するとともに、南極発見や法隆寺建立の例を挙げて被告国の反論は「為にする議論」と主張する(原告第三準備書面17ページ)。

しかし、実際に「間宮隊」なる探検隊が存在したわけではないし(このこと自体は原告も前提にしているものと思われる。)、松田と間宮の関係は、樺太上陸後、松田が西海岸を歩き、松田の命令で間宮が東海岸を進んだという経緯があることからして、むしろ松田を上司とする指揮命令関係にあったと評価できる(乙A28の45の2)。そのような状況下において、先に西海岸を踏査した松田が初めて樺太が島であることを発見したのであるから、これを「間宮隊」や間宮の成果だと評価することは、不正確な解釈だといわざるを得ない。

「間宮海峡」という名称が定着したのは、シーボルトがそのように紹介したことによるものであり(乙A28の45の1)、南極発見や法隆寺の建立などが、これを指揮しあるいは命じたアムンゼンや聖徳太子の成果として挙げられているのとは、事実関係が異なるのであって、原告の主張に理由はない。

なお、令和2年度合格本は、「世界で初めて」という部分が削除されたことにより、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」があるとは評価されないものとなっている。

以上のとおり、本件申請図書に対して検定意見を付したことは、適法である。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件申請図書（甲1・164ページ。乙A27の46の1）は、「③錦の御旗」として特定の写真を掲載するとともに、その説明文として、「写真は錦の赤地に金色で菊の紋章をかたどったものです。かつて、承久の乱の後鳥羽上皇や建武の新政の後醍醐天皇がかかげました。」と断定的に記述している。「文脈の中で文は読まれ解釈されていく」（原告第三準備書面15ページ）から、当該記述は、承久の乱の際の後鳥羽上皇が「錦の御旗」を掲げたことが歴史的事実であると誤解させる（①の論点）とともに、掲げた歴史的事実が確定できないにもかかわらず、写真のとおり「錦の御旗」を掲げたことが歴史的事実であると誤解させる（②の論点）ものである。本件申請図書に検定意見を付した理由は、以上のとおりである（被告国準備書面(3)17ページ）。

以上に対し、原告は、「②の論点」（後鳥羽上皇が承久の乱においてこのようなデザインの旗を掲げたように誤解するおそれがあること。乙A23・58枚目）は「本件訴訟の議論の対象ではない」し、「同じデザインの錦の御旗をかかげたなどと記述したことはない」のであって、被告の主張は「論点ずらし」だと論難する（原告第三準備書面18ページ）。

しかし、被告国が原告のいう「①の論点」（承久の乱で後鳥羽上皇がかかげたとするのは断定的にすぎること。乙A18・27枚目）及び「②の論点」の双方につき述べた理由は、本件申請図書に対する乙A20及び乙A23のいずれの指摘についても、説明を行ったものである。原告が、専ら「①の論点」の違法のみを主張するものであって、「②の論点」については違法を主張しないということであれば、そのこと自体被告国として特段異存はないが、「①の論点」とする検定意見の具体的内容は、被告国準備書面(3)（17ページ）に述べたとおりであって、上述のとおり両者は別個独立のものではない。

また、原告は、「申請図書の中で、後鳥羽上皇が明治維新で使われた錦の御旗の写真と同じデザインの錦の御旗をかかげたなどと記述したことはない」ともいうが、同ページに掲載された写真が明治維新で使われた旗かどうかということ自体、本件申請図書の記述上明示されていないし、その説明文が、後鳥羽上皇が写真のとおり「錦の御旗」を掲げたと誤解させるものであることは上述のとおりであるから、原告の主張には理由がない。

なお、原告は、『国史大辞典』に書かれている」とも主張するが、国史大辞典の該当部分は、「錦の御旗」について、「承久記」、「太平記」及び「梅松論」の記述をそのまま引用し、「錦御旗が自軍の正当性を根拠づけるものとして意識されていたことが知られる。」として、遅くともこれらの作品が成立した頃（なお、1221年に起きた承久の乱について叙述された「承久記」諸本のうち「御旗」の記述を伴う前田本は、かなり遅れた時代（早くとも14世紀頃。乙A28の46の5及び6）に成立したものとされており、同時代の実態をそのまま示したものとみなせない。）には、そのような意識が人々の間に出来上がっていた旨述べるものであって、国史大辞典におけるこれらの記載を根拠に後鳥羽上皇が「錦の御旗」を掲げたという歴史的事実があったと述べているものではない。したがって、国史大辞典の記述によって、後鳥羽上皇が「錦の御旗」を掲げた歴史的事実が根拠づけられているということとはできないのであって、原告の主張には理由がない。

以上のとおり、本件申請図書に対して検定意見を付したことは、適法である。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

本件申請図書（甲1・199ページ。乙A27の47の1）に検定意見を付した理由は、被告国準備書面(3)（18ページ）に述べたとおり、生徒にとって、袁世凱が大總統に就任した後の中国大陆について理解することが困難であるからである。

これに対し、原告は、軍閥間の内戦が絶えなかったことをもって、「無法地帯」と表現しているのであって、当該表現はきわめて適切である（訴状別紙2・52ページ）とか、「軍閥の支配地域内でも法を無視した行為が絶えなかったことが容易に想像出来る」（原告第三準備書面19ページ）ともいう。

しかし、軍閥同士の内戦が絶えなかったということは、本件申請図書上明示されておらず、生徒がそのような当時の中国大陆の状況を認識することはできないから、これを読んだ中学校段階の合理的一般人が、原告が主張するように「「そうか、統一国家が順調に成立したのではなく、軍閥が割拠して争う無法状態になったのか」と理解する」（訴状別紙2・52ページ。下線は引用者。以下同じ。）とはいえない（なお、令和2年度合格本では、「清朝滅亡後の中国大陆は、軍閥が割拠し内戦が絶えませんでした」と改められている。）。

その他、原告は、「清朝滅亡後の中国」では「軍閥が割拠」して統一国家の体をなさず、中国全体を国として統括する法律や政府は存在しなかったのだから、まさに字義通りの「無法地帯」に他ならなかった」（原告第三準備書面19ページ）としており、そもそも法律が存在しなかったから「無法」地帯であるとも主張するようであるが、成立当初の中華民国においても、国全体を適用対象とする基本法自体は制定されていたという歴史的事実があるのであって、原告の主張は前提を誤るものである。

したがって、原告の主張にはいずれも理由はなく、本件申請図書に対して検定意見を付したことは、適法である。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

原告は、本件申請図書（甲1・228ページ。乙A27の48の1）の記述が誤りでない理由として、①中支被難者連合会編『南京漢口事件真相 揚子江流域邦人遭難実記』において、「共産党の計画的暴挙」であったと書かれていること、②『中国国民革命 戦間期東アジアの地殻変動』（乙A28の48の4）においても、3つの説が並べられている中で、最初の2説については明確に否定的な評価をする一方、共産党謀略説については回りくどい疑念を表明しているだけであること、③共産党謀略説は、それ以前にコミンテルンから中国共産党に対し、「各国と大衆とを武力衝突させなければならない」、「たとえ、略奪や多数の惨殺をもたらすものであってもかまわない」とする秘密指令が出されていたという前後の事情に符合していることを主張する（原告第三準備書面20ページ）。

しかし、上記①は、事件被害者の救済を各方面に訴えていた団体が事件遭遇者の談話及び報道等を基に編纂したものであり、南京事件が「共産党の計画的暴挙」であるか否かについて客観的に分析したものとはいえないことから、その点に関して史料としての価値が高いとはいえず、当該文献の記述のみをもって、「南京事件」が「共産党の計画的暴挙」であることを歴史的事実として評価することはできない。

また、上記②について、『中国国民革命 戦間期東アジアの地殻変動』（乙A28の48の4・259ページ）では、南京事件の真相は今日でも不明点を残しており、事件の原因、動機、実行者等が依然謎であると記述されているとともに、「自然発生的な排外暴動説」、「北軍陰謀説」、「反動派の破壊工作説」及び「中共陰謀説」の4説を並記した上で、それぞれにつき評価している。これによれば、「自然発生的な排外暴動説」を採るには「作為の臭いがきわめて強く、その他3説は「どれも決定的な決め手に欠けている」とされているのであるから、あたかも「中共陰謀説」についてのみ「明確に否定的な評価」がされていないかのような原告の要約は不相当といえる。

そして、上記③についても、同書証（乙A28の48の4・260ページ）は、「列強に武力行使を行なわせる」ために「略奪や多数の惨殺すら例外ではない」とする中共（引用者注：中国共産党）への訓令が発見されているが、真偽は定かではないとし、かつ、南京事件により「打撃を受けたのは（中略）中共」であることからしても中共陰謀説には「大きな疑問が残る」と述べているのであって、「前後の事情」には共産党謀略説に符合しないものも存在することを指摘している。

したがって、原告の主張にはいずれも理由がなく、かつ、中国共産党の陰謀であるか否かについては通説的考え方がないことは明らかである。

以上に対し、本件申請図書の、「北伐の国民革命軍に潜り込んだ共産党員は、1927年、南京で日本を含む各国の大使館を襲い、略奪、暴行、殺人の限りを尽くしました」という断定的な記述（甲1・228ページ。乙A27の48の1）は、これを読んだ中学校段階の合理的一般人において、これが通説的考え方であると「誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3（3））というほかない。

よって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

被告国準備書面(3)(20ページ)で述べたとおり、インドネシアの独立宣言文において皇紀が使用された理由については、歴史学において定着している通説的考え方がないところ、本件申請図書(甲1・249ページ。乙A27の49の1)の記述は、これを読んだ中学校段階の合理的一般人は、日本に敬意を表したから皇紀で表現したことが通説的考え方と誤解するおそれがある。

この点、原告は、「メディアとしての暦 朝鮮・台湾・インドネシアにおける元号と皇紀」(乙A28の49の2)は「日本のインドネシア統治をなるべく否定的に見ようとする」「執筆者のバイアスのかかった感想を述べているに過ぎない」ものであって、裏付けがないと論難した上で、特に根拠を示さないまま、日付に日本の皇紀を選択したことは重い意味を持つと主張する(原告第三準備書面21ページ)。

しかしながら、同号証は、中牧氏が執筆した暦に係る論文であるところ、そこでは、鈴木氏や齊藤氏の歴史学における考え方を示しつつ、研究者の立場から、日本軍政下のインドネシアにおける紀年法として、日本国内で通常用いられている元号や干支あるいはその組合せではなく、皇紀が用いられていたことについて、「皇紀二千六百年(引用者注:1940年(昭和15年)が該当する。)の祝賀で絶頂期を迎えた皇紀がその勢いそのまま占領地で使用されていた」(同号証17ページ)と分析した上で、独立宣言時のインドネシアにおいて採用しうる紀年法としては、皇紀のほかに「ヒンドゥーのサカ暦」、「イスラーム歴」、及び「西暦」があったものの、後三者のいずれについても採用し難い事情があったことを指摘している。これらに比して、皇紀は、「日本軍のお膳立てで独立準備を進めてきた関係もあり」、採用に対する抵抗が少なかったと推測されると論じており、インドネシアの独立準備に対する日本の寄与を否定的に評価する記述は見当たらない。これらを踏まえると、同号証は、インドネシアの独立準備に対する日本の寄与を否定的に見ているものでもないし、裏付けのない感想にとどまるものでもない。

他方で、原告は、インドネシアの独立宣言文において皇紀が使用された理由について、「常識で考えれば」とか、「特別の学説によるまでもなく妥当な判断」(原告第三準備書面21ページ)などとするのみで、未だに裏付けとなる資料を示さないのであるが、何らの裏付けもない事項の記述として、本件申請図書の記述(甲1・249ページ。乙27の49の1)は断定的にすぎるものであって(乙A18・38枚目)、生徒において「誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))というほかない。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”

”【本件申請図書に検定意見を付したことは適法であること】

被告国準備書面(3)(21ページ)で述べたとおり、中華人民共和国の成立当初の政権は、共産党の単独政権ではない。

具体的には、共産党、非共産党左派分子、中間分子の政権構成比を基本的には三分の二ずつに配分した「三三制」の延長と評価されるものであり、共産党は、人数比でも過半数にも満たず、かつ主要ポストを独占していたものでもなかった(乙A28の50の1・288ページ)。このような状態については、「単純に共産党が民主的ポーズをとるための体裁程度のものというわけでは決してない」と評価されている(同290ページ)。

そうであるにもかかわらず、本件申請図書(甲1・264ページ。乙A27の50の1)の記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、成立当初の中華人民共和国が共産党の単独政権であったと誤解するおそれがあることから、検定意見を付したものである。

以上に対し、原告は「①」ないし「③」(原告第三準備書面22ページ)を挙げ、被告国の主張を論難する。

しかし、第一に、①及び③の主張は、上述の通り共産党の政権独占が大幅に制限された状態で、複数の政党間での均衡が図られた比率によって構成される連立政権となっていることを踏まえておらず、事実には即していない。

第二に、ロシア革命は、当初の左翼社会革命党やボリシェヴィキを含む複数の政党から構成されていた期間があり、歴史学上「連立政権」と評価されている(乙A28の50の2、3及び4)。よって、原告の当該主張は事実誤認に基づくものである。

なお、原告は「④」として、教科書では些末な知識を教えるのではなく、最も基本的な知識を教えるべきである原則があるとも主張しているところ、教科用図書の出版社もしくは執筆者が何を「最も基本的な知識」とするかはおき、教科用図書に記述される以上は、正確性が要求され(検定基準第2章3(1))、生徒が「誤解するおそれのある表現」がないようにすべきであって(検定基準第2章3(3))、原告の主張には理由がない。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。”